

I S S N 0385-7786

福岡市立歴史資料館

研 究 報 告

第 7 集

1983

福岡



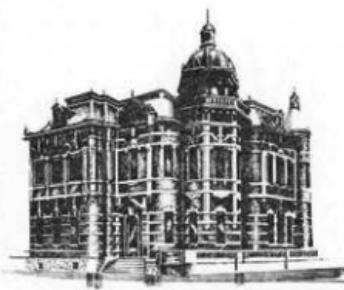




福岡市立歴史資料館

研 究 報 告

第 7 集



1983

福岡



## 序

このたび、福岡市立歴史資料館より研究報告第七集を刊行することになりました。

本書は、資料館の運営に欠かせない基礎的な調査研究活動の一環を公表するもので、その蓄積の成果が、可成りあらわれてきたように感じます。これからも、更に、いつそうの研さんを重ねるとともに、一方では、史料活用の普及、奨励の見地から、本書に、市民有志からの論考の寄稿を促すような工夫をこらしてみることもまた、大切な課題の一つであると存じます。

今後とも、市民各位ならびに研究者各位の御べん達と御協力を願い申し上げます。

昭和五十八年三月三十一日

福岡市教育委員会

教育長 西津茂美

この研究報告第七集には、近世史料、民俗資料、考古資料に関する三編の論文を収めています。  
高田茂義氏は、筑前国浜崎出身の一船頭が、江戸時代中期に出た領國後はじめての、不本意なルソン島への漂着事件と、その制裁措置の故に出身地の廻船業が急速に零落するにいたった因果関係などについて論述されており、佐々木香哉氏は、直觀元（八五九）年の建立といえられる筑前国早馬郡の古社、飯盛神社の中世より現代にいたる年中祭事の変遷のなかで、その祭祀構造、規模と組織の変容、移行の様相を論じ、併せて、この論文主題の中輪的二つの神事の実態や近世の記録を通じて、地域住民に支えられてきた村落祭祀の伝統のなごりや古い民俗行事の神事化の成行きが、今なお生き続いていると、考察を述べております。

これら論文は、あくまで、調査研究の過程を部分的に公表されたもので、これからなお、関連資料の的確な掌握に努められ、同次元の研究のなかで、新たな主題に基づく展開を希望したいと存するものばかりであります。

本論集については、ますます内容の充実を図りたいと念じておりますので、今後とも、皆様方の懇意のない御指導と御支援をお願い申し上げます。

昭和五十八年三月三十一日

福岡市立歴史資料館  
館長 石橋博



目 次

高田茂廣	浜崎浦善右衛門のルソン島漂着事件について	1
佐々木哲哉	近世飯盛神社の年中行事	17
後藤直	青柳種信の考古資料(二)	37



## 浜崎浦善右衛門のルソン島漂着事件について

高 田 茂 廣

### 一はじめに

博多湾の西部に位置する唐泊・宮浦・今津・浜崎・残島（能古）の五つの浦は、江戸時代には筑前を代表する廻船集團であった。それらのことについては拙著『筑前五ヶ浦廻船』に書いたが、そのな

かで、最も注目すべき事項として、海外への漂流事件がある。

筑前五ヶ浦は、江戸時代を通じて、日本で最も海外漂流事件を多く発生させた浦であった。その時期は宝暦から明和にかけて集中

し、「通航一覽」によれば、次の四件を数えることが出来る。

1 宝暦二年十一月八日

江戸海岸島、橋本藤助船福丸廿四反帆十五人乗り、岩城領沖にて難船、翌年一月二十九日、呂宋島へ漂着破船。

2 宝暦十二年十月

筑前唐泊浦、孫右衛門船十八人乗り、呂宋に漂着破船

3 明和元年十月十九日

筑前唐泊浦、十右衛門船二十人乗り、常州鹿島灘にて難船、百余日漂流の後ミンダナオに漂着。

4 明和元年十月十九日

筑前残島、文治郎船十九人乗り、常州鹿島灘にて難船、呂宋に漂着。

以上のうち、十右衛門船と文治郎船は同じ日に同じ場所で遭難し、ルソンへ漂着した文治郎船の乗組の者たちは、先にルソンへ漂着していた孫右衛門船の者たちと再会するというようだ、互に関連しあっていた。また、十右衛門船の乗組員で、後にただひとりボルネオから帰国した孫七は、鎖国時代の日本人で南半球へ行くことの出

來た唯一の日本人であり、彼が語った「南海紀聞」をはじめとする数多くの漂流譜は、筑前における閑学事始ともなつたのである。

最近、孫七に着目した大阪外語大の野村享氏によれば、孫七の諸記録は東南アジア史の貴重な文献であり、特に、ミンダナオの海賊の実態や、ボルネオ南部の言語、内陸部の土着民の実態を知る上で最も古の文献に風するものであるという。野村氏の研究の成果が待たれる次第である。

さて、宝曆二年の江戸橋本藤助船の事件がなぜ筑前の事件なのか、ということについてだが、私がこの事件に着目したのは、「福岡県史」における次の文章であった。

「宝曆六年二月、長崎入津の唐船で、日本人四名が送られてきた。その内二人は筑前濱崎浦の清次郎、久次郎といつものであつた。漁業中の難破と思われる。」

浜崎浦（福岡市西区今津浜崎）は現在漁村である。しかし、その当時、外海へ出していくような漁業が行われていたかどうかは、はなはだ疑問である。少なくとも享保二年においては、その持ち船は廻船九艘・商船一艘・漁船六艘であり、その主たる産業は廻船業であった。しかも、清次郎・久次郎の二人が漁師であったとしても、湾内漁業であり、仮に五島や奄美の漁業に出ていたとしても、遭難の結果、南下してルソンへ漂着する等のことは考えられず、廻船による事故としか考えられなかつた。



実は、この

事件は江戸堂

巣島橋本藤助

船のルソン島

漂着に因連し

たものだった

のだが、その

ことについ

て、拙著『筑

前五ヶ浦廻

船』に多少の

ことは書い

た。しかし、

その後新しく

明らかになっ

た事実や資料

もあり、前著

における文書

の読み違い、資料の省略、或いは現代語訳等のことも含めて、書き改める次第である。したがって、引用した文書等には、数多くの重複がみられるが、資料紹介の意味も含めて全文を載せることとした。ただひとつ残念なことは、中心人物である善右衛門の姓を「青

木」とした唯一の文書を、今回はどうしても見つけることが出来ず、ほんと文の「善右衛門」とのみ書かれた大正時代の写しを採用せざるを得なかつたことである。

## 二 青木善右衛門の遭難について

善右衛門は江戸雲岸島橋本藤助の持船福聚丸の沖船頭であつた。なぜ、彼が江戸の船の沖船頭（雇いの船頭）にならなければならなかつたかが疑問であった。

宝曆のはじめのころは五ヶ浦廻船の最盛期であつた。千石を越す規模の廻船が五十艘程度はいた筈である。しかも、彼の義弟は五ヶ浦廻船の中心的存在であった五ヶ浦屋水崎家の当主であり、親類には下浦（福岡市中央区伊崎から糸島郡志摩町辺田浦までの総称）大庄屋の間宗成があり、彼の家も浜崎の庄屋等を勤めていた。

その間の事情を説明してくれるのが「黒田新続家譜卷之二十八」の次の文言である。

黒田新続家譜卷之二十八

宝曆六年

今年二月、長崎入港の唐船に日本人四人送り来る。其内二人ハ筑前濱崎浦清次郎・久次郎と云者なり。初寛延元年辰の春、筑前濱崎浦船頭善右衛門乗組十七人筑前を出船し、江戸に廻着し、其後南部領海にて破船し、船中の者みな助命し、十五人八直に筑前に帰り、

善右衛門・清次郎ハ江戸に留り、筑前屋善兵衛か所に在て船を貰求め、筑前の者四人、南部の者四人、伊豆の者四人、津軽の者一人雇ひ、都合十五人乗組、宝曆二年申七月出船し、同三年酉正月呂宋國に漂流す。此内三之助と云者は、伊豆國白浪の者なるか、とのれ考に、宝曆二年申十二月、乗組船五人奥州八のへいより帰りの時、難風に逢、舟をとられ、西四月、台湾の内、淡水と云所にて破船し、拾五人の内十二人ハ溺死し、三人ハ上陸し、程過候て兩人ハ病死し、三之助一人助命して帰り来りしよし申につき、長崎奉行より異国にて溺死せし筑前の名付を渡され、此通り弥紛れなくハ、宗旨・且那寺を書付出さるへしとなり、福岡にて詮議の上、相違なかりしかハ、奉行所に書付を出される。右三之助か口上、此の怨恨なれハ、乗合の者外に生残りたるハなしといへとも、異国の地に漂流し、破船せし事なれハ、月番老中西尾昌枝守に届書を出し給ひぬ。此度唐船に送り来る四人の者も、初ハ難風に逢、破船し、善右衛門・水主等溺死し、後に四人助命して帰り来るよし申せしかとも、事の始末符合せざるにより、重て詮儀ありしかば、実は呂宋國に漂流し、耶蘇の宗門に進られ、善右衛門はしめ容貌を改め、玄國の風に移り、今に存命して彼國に留めり。然に此五人の者ともは、邪宗門に加へらす、再び本国に帰るへしと、かたく申切たる故、三之助ハ去年帰り、四人の者は此度送られたる由、白

状に及びける。二月廿九日、長崎奉行菅沼下野守の許に、村上清左衛門<sup>氏晴</sup>を招き書付を渡さる。其趣は筑前瀬戸浦主清次郎・久次郎といふ者、船頭善右衛門船に乗組、去る西の年正月、呂宋國に漂着候處、今般子四番船に送來候付、當時揚屋に入置候。右兩人住所<sup>ヲ</sup>に宗旨等の儀、亦書面の通りに候我申越へく候。右吟味相済、江戸御伺の上、尚又委曲申聞らるべきよしなり。斯て福岡に於て詮儀ありしに、奉行所より渡されし書面に相違なけれハ、其趣を達せらる。三月四日、奉行所より國次を以て言上あり。越萬は三月九日、播州姫路にて福岡よりの到来を聞、老中に届給ひ、奉行所にも使者<sup>モナセ右衛門小吉</sup>を遣し給ふ。其後奉行所に江戸よりの御下知有けれハ、五月廿五日、奉行所に清左衛門を呼出し、下野守対面ありて、筑前者二人を渡さる。道中ハ足輕頭召つれ、六月朔日、福岡に着す。五右衛門のため、差して見舞候事呂宋國に残り留たる善右衛門等、此後帰り来らんもはかられされハ、其者居住の浦ハ云に及ばず、領内の浦々端々にあやしき船來る事もあらハ、其處より速に申出へき旨、堅く申付置然るべきやと、役人評議し、奉行所にも内々其趣意を達し、神崎仁右衛門<sup>通文書行</sup>に左の書附を渡さる。

御國者濱崎浦船頭善右衛門船、去々戌春唐國へ致漂着、右善右衛門<sup>ヨリ</sup>水主市次郎・新藏・安兵衛と申者共、今以存命、唐國

え漂居候段相聞候。右之者共、自然船など仕立候而、乗渡候も可有之哉、浦々島々ニ而若右體之者見當候ハ、不隠匿早東申出候様、堅可被申付置候事

#### 子四月

呂宋に居残りたる四人の者の妻子・族類とも處置の事を、奉行所より江戸に伺ひ有しに、当冬に至り、老中より切支丹族類の取はからひにすべき旨仰出さるゝよし、奉行所に書付を渡されしハ、此方に達せらる。右切支丹族類取はからひ方の條目、此方に急にしれされハ、奉行に尋問しめられしに、書付を以て答へらる。其詞に曰、

其身切支丹宗門ニ而無之、切支丹之類族と申迄ニ而ハ、御仕置ニハ不相成候。

一 右切支丹の類族の者、他領へ為滞留尼越候儀不相成儀ニ候。參候ハて不叶譯有之時ハ、其領主へ相顧、何国え五ヶ年を限可差越哉之旨、其領主占宗門奉行え相何差因之上差遣、五ヶ年過罷候候節、又届申聞候儀ニ候。

一 右類族之者有之所々ハ、其領主占人別帳面ニ相添、宗門奉行え差出置、死失等之儀、是又宗門奉行之委細相呈候儀ニ候。

且又、明年に至て、其者共の族類存命帳・死失帳を神尾備前守に

出され、領中宗門改の権文にハ、呂宋國漂流者類族改の一ヶ條を

加へ、差出さるへしと備前守指図せらる。

以上であるが、はじめの遭難の場所が南部領内であるのと同じように、二度目の遭難、即ち、ルソンへの遭難の場所もやはり南部領内である。これは、他の三件が鹿島灘沖で発生したのと非常に近い場所であり、当時ににおける五ヶ浦廻船のあり方を示すものでもある。

五ヶ浦廻船の主たる仕事は筑前米の江戸大阪への運送、及び幕府・津軽・南都・酒田・秋田・新潟等の米の運送であった。他に、函館・浦川・江差等、北海道の物産の運送にも従事している。東廻り廻船といわれる航路がその仕事の重要な部分を占めていたのである。したがって、海外への漂流以外の遭難も多くこの地域で発生し、特に享保十五年の興津での十艘、宝曆三年の鹿島灘における十艘、同十一年の同地における五艘等の遭難は大事件であった。

善右衛門等の福井丸が、どのようにして遭難し、ルソンへ漂着したか、又はこの事件の持つ重要な特長である偽証事件が、どのようにして行なわれたかについて、「通航一覽」に詳細に述べられていてるので載せる。(この件については、古事類苑にも、ほぼ同文のものがある。異文については、( ) 内に載せる)

#### 通航一覽卷百八十一

寶曆三癸酉年、伊豆・陸奥・筑前三國の者乗組の廻船、呂宋國に漂流す、これより唐國に送られ、同五乙亥年、長崎渡來の唐船より、伊豆の民一人連渡る。同六丙子年二月、三國のものすべて四人を祕せしかども、其罪を宥め各歸郷せしめらる。明和二乙酉年、筑前及び伊豆のもの、また此國に漂流す、それより唐國に渡り、同四丁亥年乍浦船より長崎に連渡る、時に寶曆十二壬午年、漂流せし筑前國唐泊のものもともに歸朝す。

此時唐船主賈作の答文を出せしにより、自後回答を授けざる事になる、くはしく唐國之部渡海漂流の條にあり。

寶曆五乙亥年五月廿三日、四番乍浦出沈輪渕、吳采若船より、伊豆國賀茂郡白浪の者三之助一人送來、此者去る申六月廿八日、本船江戸登岸島橋本藤助福来丸廿四端帆船の水主に雇はれ、十五人乗組出航、同九月南部八の戸に着船、鹽魚大小豆等積込、江戸に赴く積りにて、同十一月九日令出帆處、同十二月八日、申酉の風強く、冲の方に吹出され、同十三日帆柱を折、横振せし故、破を機に用ひ、帆桁を柱に用ひ、凌き居たりし處、西正月六日頃、辰巳風烈しく、一向山も不見、大洋中に漂ひ出、同四月廿三日夜、島を見掛け流れ寄し處、即時に破船し、十人溺死し、二人船中に而病死、相残三人船員に取付、島に游き付し

を、島の者共夏菊等を與へ助け置、此所臺灣の内海山と云所の由、同六月頃、一人病死す、同七月朔日、海山より淡水に被送届、同九月頃、又一人病死す、翌戊二月三日、淡水より小船に乗せ、同三月十五日、廈門に着船す、同五月頃、廈門に而荷主張天順船より、日本人可送届旨被申聞、同六月其船に移らせ、八月廿二日出船し、寧波に乘入、船修復を加へ、十月乍浦に乘入、當亥二月三日、乍浦より出帆、三月朔日舟山に寄せ、五月十七日出帆し、同廿三日當港に着船せり、右滞留の内、北京都より皇賞銀牌一枚被下賜、平湖縣官所より答文一封相送れり、安縫江府言上有之處、御下知有之、坪内氏<sup>(註)</sup>接するに、長崎奉行より各通報相渡、且又本船頭沈翰溪に米五十俵、協船頭吳采若に三十俵、介抱唐人王友<sup>(註)</sup>に二十俵被相與、本船八月廿七日出帆す、同九月右漂流人、是迄擗り風に差置れしを、岩原明星館に移され、<sup>(註)</sup>按するに、岩原屋鋪は江戸より來出達の用意等致させ、同廿二日坪内氏<sup>(註)</sup>府の前日、宿割の來來に請取らせ、江戸表送召連令歸國らる、寶曆六丙子年一月四日、四番乍浦出吳越求船より、第前者二人、南部の者一人、豆州の者一人、都合四人送來、此者とも最初申し口、五年以前申六月廿八日、廿五端帆船福丸船頭善右衛門を初十五人乘組、江戸出船、同十二月末<sup>(註)</sup>、輿州岩城灘にて大風に逢、數十日洋中に漂ひ、翌酉二月頃、二人病死、四月廿三日令破船、船頭を初九人溺死、残四人海南の島に

而漁船に助られ、同六月朔日、海南地方に被相送、戊二月海南より廣東に被相送、總督學院より音都に奏聞之上、同五月廣東出船、同七月十八日、乍浦に着、此所に常留仕、當子二月四日、當港に被送届旨訴之、然る處去亥五月、送來三之勘申し口に有之、十五人の者と全く同様にて、其箇十五人之内十四人令死失段申し出者の名にて、四人共に此度送來、破船の次第懲て申し方甚嚴しきに付、嚴しく被逐御穿鑿の處、船中十五人不殘存命にて、呂宋に令漂着と云へとも、御制禁の國の由承及に付、是迄堅く履し候申すの段、委細白狀せり、實は申十二月未、大風に逢大洋に漂ひ、酉正月末、島を見掛け、本船も甚危く相見ゆるに付、人家不居端船に乘移之處、同廿九日本船破船せり、此島に三月頃迄滞留し、夫より船を出し、所々に而島を見掛れども、人家無之、漸く漁船を見掛け船を寄る處、南方に指さし可參旨手眞似にて教へ申に付、同四月朔日、其所に來付けしに、唐人筆談にて、此所イロコと申す所の由、同三日其所出船、同八日家居有之港に着船す、仍て役人等の者來り、船中相改、又々筆談に而、此所マネラと申、又はリイソントも申すのよし、リイソントは呂宋の唐額のよし、同日陸に上り、役人附添、寺の様なる所に連れ行、是より呂宋より米薪等を相渡せり、仍て何とそ日本に送歸し給る様に頼入、此所カベテンと申不宜所のよし、然れども差當り可送去手便も無之、折節密に申

し聞る者有之、是より五十里成亥の方に臺灣と云所あり、日本渡海可相成旨、然れども十五人一致難致故(付)、一月頃四人申合、端船より逃出の處、呂宋人見咎め、役所に連行、足枷を入置、其後船頭善右衛門を初六人の者、此間に留り可申、其外九人は勝手次第と申に付、互に詳論し打撃に及の處、寺の坊主井役人共取解る、其後九人之内、又々此間に可留(付)、相残三人と成る、此三人は如何様に成行とも、決して歸國致し度相願、夫より成四月、三之助一人遂て相願に付、夏門に致乗船、此末如何様とも不承及由(二人皆通)、相残二人と成る、然るに三之助勝國の儀、殊外美しく存し、又二人の願に加り、是より四人と成る、但存留之内、邪宗門を設々勤るといへども、此四人本より御制禁嚴厲の儀に付、決して歸依不仕、依之彼國に留り申す十人の者は、呂宋より銀米衣類等相與へ、渡世の所業を有付け、又歸國願の四人には、手ひとく抜ひ、一兩日食物を與さる事も有之、且又寺の坊主申付候は、其方共日本に歸るに於ては、必定可被殺とて、種々惡口を申掛る、右四人之者、亥五月十三日呂宋より出船、六月廿三日夏門に着船、同廿九日寧波に着(付)、七月十七日乍浦に着、八月廿七日平湖縣に着、同十月の頃、三之助に附(付)、添し唐人に逢申聞るには、日本人呂宋に漂着之儀、白地に申出るに於ては、御仕置に可相成(付)、四人之者海南にて破船、廣東に被相送、夫より乍浦に被差送之趣に、官所よりの咨文を頼み

可然旨申之に付、其意に任せ、官所よりの咨文を請取り罷渡れり、其間御制禁の者共の養を請、剩へ心得達仕、是迄僞事(付)申上之段、千萬後悔仕の旨及白狀、則委細江府言上有之處、御下知有之、右之者とも御免にて、菅沼氏より(付)、長崎奉行菅沼守(付)、下野守なり、下再び(付)、辨せ、回各一通被相渡、船頭吳逸求に米三十俵、附添唐人二人に二十俵宛、外に本船荷主錢泰來に七十俵被相與、本船九月四日出帆す、同五月廿五日松平筑前守聞役村上清左衛門に二人被相渡、六月廿一日南部信濃守使井上基八、上(付)下十人當表に被差越、一人請取之、今一人は九月廿六日菅沼氏歸國の前日、宿割の家來に爲請取之、江戸表まで召連れ令歸國らる、「以上、長崎志」〔寶曆集成絲繪錄二十七〕

寶曆六年五月

山本八郎御代官所

伊豆之因百姓

三之助

右之者、唐國に致漂着候趣に而、去年中、唐船主連渡候に付、御代官山本源八郎(付)を引渡、後に御代官所之外の住居不爲仕様可致旨申渡候、然處三之助同船之者共、此度唐船主連渡候に付、遂吟味候處、三之助俱々呂宋國に漂流候由及白狀候、三之助儀、去年者外衆組候者無之、唐國に漂流之由申之、呂宋國に漂流之儀押陸候說、不培候得共、右儀候儀は、唐船主沈繪溪任申旨、

儀候儀相聞外、怪敷儀も不相聞候、依之急度叱り置、向後伊豆國之外の不能出様、可被申渡候、委細之儀者、坪内駿河守可被

相談候、

だと考えたのである。

### 三 その後の福岡藩の処置について

五月

同年十月

見出し 御勅定奉行

伊豆國水主 市五郎 同 半次郎

右之者共、去申年船頭善右衛門に被相属、致支船、迷難風、呂宋國の漂流し、不相歸候、右之者共之妻子親類共可有之候間、遂吟味、人別書付被差出候事、

善右衛門はついに帰国しなかった。しかし、伊豆の三之助や、筑前の大清次郎・久次郎らの帰國により、その生存が確認され、「黒田家譜」にあるように「老中より切支丹族類」の取はからいにすべき」とされる。

宮浦の廻船取であつた津上定右衛門の記録「御役頭廻船日録」によれば

横崎浦善右衛門、九ヶ年以來九十九里を流呂(注)へ行、其内奄人(注)五とし帰ル、又子春四人帰ル。切支丹類候。夫故燃惑ヲ始、親類五  
十人、今宿の半屋ニ取込成、大庄屋役召上ケ、新町正兵衛へ聞遣、廻船才判拙者ニ申付、御浦奉行神崎殿ニ寄、永田伊右衛門殿、廻船方ハ永田才判……(宝曆六年)

と、事は浜崎浦のみならず、今津や筑前下浦全体をゆるが大事件の間では、そう信じられていたからであろうし、日本においてもそのように考えられていたからである。この事件以後、宝曆十二年の孫右衛門船、明和元年の治郎船の乗組の者たちが、帰国できる状態にある者はすべて帰国したことは、彼らが、善右衛門らの事件の結果を知っていたからであり、むしろ帰国しない方が危険

この入卒は短い期間のものであった。間宗藏もすぐに大庄屋に復

帰し、安永七年にその子兵吉に職を継がせるまで続いている。問題は、血縁の者が廻船業に従事することを禁止された点にある。

伊豆の三之助や、後の事件で明和四年にルソンから帰国した残島の十四名、唐泊の二名の者は、帰國した本人のみが海に出ることを禁止され、その禁止は家族や類族には及んでいない。しかし、善右衛門の場合、半につながれた五十人の親族、及びその子孫に至るまで永久に禁止された。海に出ること、即ち船に乗ること及び他国出の禁止は、廻船業者にとっては致命的な打撃である。この事件をきっかけとして、今津・浜崎両浦の廻船業は急速に衰微していく。五ヶ浦屋水崎家には、廻船再建に関する願書が三点残されているので次に載せる。

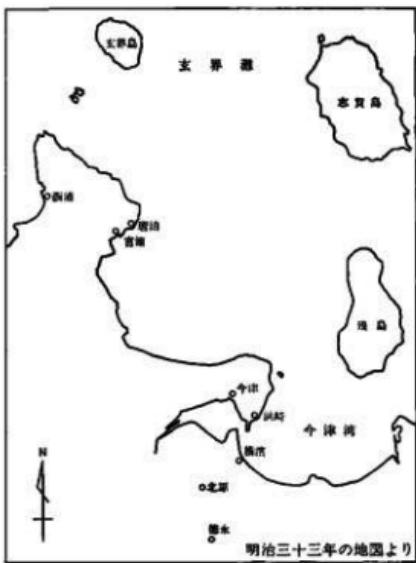
濱崎浦小兵衛乍恐奉願上口上之覚

一 私兄分善右衛門、先年難風逢唐國被吹流候処、乗組之加子兩人南京船より送り申候。彼者共々承申候へ、乗組内ニも分々相果、又一向歩行も不相叶者も御座候由。善右衛門儀者、元米病身者、御座候間、寂早存命仕間敷と奉存上候。

一 右船乗組中之一族、委敷書付指上申候。其後他国出御指留被為成候。然者今更恐多申分ケ仕上々面ハ無御座候得共、私実父弥五郎惣領物八と申者、三拾年以前病死仕、娘とハ女子斗<sup>ハ</sup>、家相続無御座候。勿論私儀<sup>ハ</sup>養父小兵衛方<sup>ハ</sup>呼取申付、右相続之不及沙

汰候。善右衛門儀<sup>ハ</sup>伯母養善次郎と申者<sup>ト</sup>、弥五郎方<sup>ハ</sup>養子仕候<sup>ハ</sup>、相続仕らせ申候。大、元身近<sup>キ</sup>親類<sup>ニ</sup>御座候得共、他方<sup>ハ</sup>出入<sup>ス</sup>次第<sup>ニ</sup>候<sup>ヘ</sup>、兄弟分と申<sup>ク</sup>詫<sup>モ</sup>有之事<sup>ヲ</sup>様奉存上候。

一 右乗組一族中御詫儀<sup>ハ</sup>、私儀大坂へ登居申處、御呼下<sup>シ</sup>被為仰付、其後他國可仕様も無御座、ひしと難儀可仕候、御影<sup>ハ</sup>横濱御積立藏所支配被仰付、唯今迄とやかく取続難有仕合奉存上候。依之、秋口<sup>ヲ</sup>冬中<sup>ハ</sup>右支配<sup>ハ</sup>口過<sup>ハ</sup>仕候へ共、春夏之間室内養育難仕御座候。特儀、当年十七才<sup>ニ</sup>罷成申候。返<sup>ス</sup>へも悉多



御願ニハ奉存上候得共、彼者近國往来御叶被為下候ハ、仕組ヲ以ケ成ニモ渡世可仕と奉存上候。他國他外、何さハ商売之手寄も無御座候。唯今之通ニ自然と煙りも立得申間敷と甚種儀追申候間、御慈悲之上、以侍他國他外免被為仰付可被下候。重覺奉願上候。以上。

運送口家業相続仕度奉存上候。御慈悲之上、何卒願ニ通被仰付候ハ、大坂表弟指督、銀主方取組仕、当秋迄御米積船乗出ノ候様仕度奉存上候。御慈悲之上願ニ通被仰付被為下候ハ、難有奉存上候以上。

### 濱崎浦

万 蔦

濱崎浦  
小兵衛

文化六年二月

明和元年閏十二月  
古田与八様

乍恐奉願上口上之覽

一 私儀、先祖より船所持仕、家業相続仕、親小兵衛迄大船持続、御米御用相勤居申候處、親父代ニ至リ、不仕合打続、廻船持絶、私儀横濱廻船支配仕、御慈悲以家業相続仕居申候。乍併同所積

一 前段申上候通り、親小兵衛代迄數ヶ年廻船を以家業仕居申候

付、大坂表銀主共も駆染多有之候ニ付、廻船再興之義、段々相違メ

候。私弟善五郎、數ヶ年唐泊江船業組渡世仕居申候ニ付、同人を以

大坂表銀主方約合仕候處、少々之致調達能登候ハ、廻船加入仕上、何卒宜敷御聞通被仰付被為下候機、偏ニ奉願上候。以上。  
之所、御願上口見、善五郎入候事、御願子三百日御用事御用事子候ハ、又御用事、加入  
益水里、御本用事仕再興致させ可申段申來居申候右。ニ付、何卒加入船毫般乗出レ、御米

上、明治元年辰十月 濱崎浦

五ヶ浦屋小兵衛

早良志摩怡士

御部御役所

右当浦小兵衛御願申上候通、重疊相調子申候是、相違無御座候。  
何卒宜敷御聞通被仰付可被為下候。以上。

濱崎浦庄屋

間宗兵衛

同年十一月

右濱崎浦小兵衛拜借御願申上候通吟味仕、相違無御座候。宜敷御  
聞通被仰付可為下候。以上。

宮浦船口

津上定右衛門

同年同月

梶原源三郎様

以上の文書の内容からすれば、明治元年には「善右衛門とは兄弟とはいえ義理の仲であり、私は他家に養子に行っているのだから  
他の他国働きを許可せよ。」となるのが、文化六年には「弟が唐泊船  
に乗っているから、廻船業を再興させよ。」となり、明治元年には、  
「廻船業をしたいから金を拝借したい。」と変化していく。時代の  
変化と共に、水崎家当主の受け取り方も変わってくるのであろう

が、これらの願書が受け入れられた記録は皆無である。但し、筑前  
海域内での航海については、安政二年にはすでに許可されていた  
しく、廻船には参加していないものの、「去ル亥年、小船改立御仕組金拝借御願申請追々乗越居申候是、不  
仕合相続、勘定相立不申、一昨丑年、右船無拘銀主方<sup>左方</sup>相渡、大ニ  
難波仕居申候(後略)」

というような文書は残っている。

この様な過去について、語ることも禁じられていたらしく、ボル  
ネオから帰國した唐泊の孫七の漂流記が数多く書かれているのに対  
して、善右衛門の事件をはじめとし、残島と唐泊のルソンからの帰  
國者の話は、地元では全くといってよい程語り伝えられていない。  
ただひとつ、水崎家において、語り伝えや記録を元にして大正年間  
に書かれたものが残されているが、これも、その家の秘事としての  
記録であったようである。

大正の御代より一百年以前、他国航海中、暴風走り、吹流れて唐田  
呂宋<sup>ラソン</sup>漂着し、乗組船八人之内、唐死或<sup>ハ</sup>行衛不明となり、帰る只  
一人。  
(注) 船頭市西昌吉著『唐田』  
一人、北原村<sup>ノ</sup>ノ<sup>ル</sup>乗組者、南京船<sup>ヲ</sup>送られ、島國の上長崎<sup>ニ</sup>て取調べ  
簡、船頭善右衛門儀、漢文を可成に言語相通おり候故、或商家<sup>ニ</sup>  
聲入致候趣旨上せし為、大ニ難題を引起、切支丹宗門<sup>ノ</sup>御製禁之際、  
外國と縁組の者、切支丹宗門<sup>ノ</sup>と被認、右船頭善右衛門、血筋之者、  
老幼<sup>ノ</sup>別無、宗旨<sup>ノ</sup>拔除し、別報<sup>ハ</sup>切支丹本人浜崎浦善右衛門類

族帳と認めらる帳簿一列記し、年ニ一度誓紙血判致、死亡ニ節、宗旨奉行ニ檢使を受、埋葬致、且又、類族者筑前国外他國出被差留候ニ付、廻船營業不相成、此跡ニ歎願書を上し寫し、本家ニある。依て祖先累代之事業一段落ニ及候事。

一 此時ニ当り、怡士志摩両郡貢米、從來福岡舞藏所に納米候所、五ヶ浦廻船持中より横濱ニ仮籠を建、同所より船積致、直ニ江戸・大坂江御登せ相成候。小兵衛儀<sup>ヨリ</sup>顧ニ依て右裏所及御米船積<sup>ハ</sup>ニ支配被仰付候。

宝曆十年底八月（大正年間の写）

この記事に書かれている宗旨帳については、水崎家に次の宗旨帳が残されている。

宗旨帳一巻並山判控

安永四年三月写 濱崎浦庄屋小兵衛

志摩郡濱崎浦人別帳 宗旨御役所（宛）

万延二年三月 濱崎浦庄屋青木五平次

組頭小兵衛

志摩郡濱崎浦宗旨御改帳二冊之内禪宗

元治二年三月

志摩郡濱崎浦宗旨御改帳二冊之内禪宗

元治二年三月 濱崎浦庄屋開宗兵衛

同前

組頭小兵衛

慶應四年三月 志摩郡濱崎浦正覺寺

志摩郡今津浦宗旨御改帳禪宗真宗

明治三年三月 今津浦庄屋丈平

組頭和吉

この宗旨帳の内容からすると、その筆者のほとんどが善右衛門の縁にかかる水崎家・間家・青木家の人々であり、いわゆる別帳とは考えられない。なお、「死」の節、宗旨奉行ニ檢使を受、「」については、今津・浜崎についてのものは発見することができなかつたが、残島と唐泊の分については、伊東尾四郎氏の『残島村史』（草稿）に詳しい記述がある。

さて、水崎家に新しく与えられた仕事は、前掲の文書等に度々登場したように、横浜積立所の支配であった。水崎家文書では、宝曆年間に五ヶ浦廻船を中心に、新しく横浜積立所が設立されたように書かれているが、次に載せる文書等からすると、今までにあった仕事を、間家や水崎家のために、福岡藩或いは五ヶ浦廻船中が与えたと考えられる。

此夷慶山の船横濱は、初は民家なし。慶長年中に始て民家を立た

り。此所にて怡土・志摩両郡より出す米薪材木など、舟につみて

福岡へ送る。夷慶山の北の出崎より今津にわたる所には、舟な

し。今津の渡舟を高聲によひ寄せて、舟にのり、今津に渡る。

(「筑前国統風土記」より)

### 横濱

此浦の民ハ漁をことゝせす。小船を以て税米を積て福岡に運送す

るをもて産業とせり。享保九年志摩郡前原驛の商家可也野屋某、

此地に倉を建て税米を貯め、此所より大坂に積せせの事を計ひ  
ぬ。是によつて浦民産業を失へるを歎て懇訴しければ、浦民の願  
を許し給ひりぬ。倉を建たる費用、浦中より拂へけるとぞ。元文の  
頃、今津の浦長藏敷米を収採れる故、浦民又生産を失へりとい  
ふ。(「筑前国統風土記附録」より)

(浜地文書)

この積立所文配という仕事は、十二月から三月までに集中し、し  
かも、筑前産米のうち約三十万俵の米を、若松港から二十五万俵、  
横浜港から五万俵移出した。したがって、水崎家の収入は、以前の  
運船業のときと比べると非常に小さなものであり、水崎家が運船に  
執務するのも当然であった。

福岡藩が善右衛門の親族に対してとつた態度は、きわめて寛大な  
ものであった。幕府に対するものとしての他国出の禁止はあつたも  
の、その他の、例えば大庄屋、庄屋等の地位はそのままであり、  
水崎家に対しても新しい職まで与えている。

なぜ、そのように寛大であったのか、考えられるのは次の二点で  
ある。

ひとつには、五ヶ浦廻船に対する影響が大であると考えたこと。

慶長十年より積立浦と御号、志摩怡土御年貢御城下ニ積廻シ、其運  
賃を以渡世仕居申候處、依御仕組ニ享保九年より御積立貯御取立ニ  
相成、大坂登米ニ相成候ニ付、渡世方薄く相成、難波仕候ニ付、  
〔住主屋主〕當村今山古島之内ニ百畳数老町九反八畳廿六分半御引渡ニ相成居申  
候。尤御年貢諸上納共ニ一切当村ニ取立上納仕居申候。近年、同浦  
能々繁昌仕、追々当村田畠買取、唯今ニ至りハ九五町余撮作仕申候。

### 横濱

大庄屋であった間宗義は、その親の金兵衛の時代から大庄屋であ  
り、廻船取でもあつた。享保の飢饉のときはその財力をもつて  
今津を救つた家でもある。浜崎の水崎家にしても元禄以前から続い  
た廻船業者であり、五ヶ浦屋という屋号が示すように五ヶ浦廻船と  
浜崎浦を代表する家でもある。これらが渡れるということは、五ヶ

ていた五ヶ浦通船の崩壊は、福岡藩の経済の破綻をも意味しよう。

さらに、他の廻船業者や船乗りたちの士気というか行動力に対する配慮もあつたのである。廻船業者にとって遭難はつきものである。

五ヶ浦通船だけでも江戸時代を通じて二百艘を超える遭難事件があり、その約半数が江戸以北の太平洋岸で発生している。それらを覚悟の上で働いている者に、たまたまその漂流地がルソンであったという理由で家まで渡されるというのであれば、北国働きはしないという動きが出てきても当然である。

今ひとつ、五ヶ浦通船の重要な仕事のひとつに、幕府の米、即ち御城米の輸送があったことも、福岡藩の寛大さの理由として考えられる。水崎家の場合、元禄十一年に志州鳥羽の石鏡で、当主であつた吉十郎の乗った八百五十石余の船が怡土郡の公米を積んで遭難しているが、このように日頃幕府の仕事をしている者の不慮の事故として、福岡藩の寛大さがあつたと考えられないだろうか。

しかし、今津と浜崎の中心的な業者が、廻船の実務から離れたといふことは、両浦の廻船の急速な衰退へとつながる。以後、五ヶ浦通船は実質的には三ヶ浦通船へとなっていくのだが、両浦が完全に廻船の世界から姿を消したわけではない。例えば、明和九年の江戸の大火灾のとき、福岡藩江戸屋敷の用材を積んで江戸へ登った二十二艘の筑前船のうち、次の二艘は今津船である。

明和九年七月 千石積 今津浦 船頭忠七

「十年正月 五百五十八石 今津浦 船頭仁兵衛」

(「浦記録」福岡県文化会館蔵より)

また、「御役廻船日録」にも次の文言がある。

宝曆十一年

当國御廻大坂御登り御米増石有、居舟頭中度々立合、□□屋船、濱崎徳右衛門船、市三郎船、幸介・悦藏ヲ以積登。

さらに、北海道江差の岡川家の客船帳には、宝曆六年より書抜として、数多くの筑前船の記入があるが、そのうち今津の分は次の通りである。

同今津

(注)白木の書き置りである

一 同 幸平三郎様  
一 同 九蔵様  
一 同 宗太郎様  
一 同 幸吉様  
一 羽間吉平様

午七月二日入津仕候借船にて

以上であるが、このような廻船活動も、幕末期になると皆無となってしまう。次の表は筑前下浦の享保二年と、文政年中と思われる文書の船数の対象表であるが、今津・浜崎両浦の変遷はもとより、

五ヶ浦漁船そのものの喪退を示すものである。

享保二年

文政年間

船越

辺田 漁舟五艘

商舟五艘

漁舟六艘

合船数 武百廿八艘

合船数 三百七十艘

(浦名) 伊崎(早良郡に付、記入なし。)

姪濱(同前)

残端(同前)

横濱(怡土郡に付、記入なし。)

濱崎(九艘廿二反五反)

今津(四艘六艘漁舟)

宮浦(小ふね一艘漁船廿反、廿五反之間)

玄界(五艘五反七反の間)

唐泊(七艘三反帆)

西浦(漁舟三十五艘)

小呂島(舟數十一艘漁舟)

野北(漁舟四十一艘)

岐志(漁舟四十五艘)

姪崎(四艘四十艘)

新町(反帆五艘)

久家(漁舟十六艘)

漁舟四十九艘 村肥舟武艘

茅舟五艘

商船三艘

傳道舟七艘

商舟三十七艘

漁舟十六艘

散波船四艘

漁舟四艘

漁舟三艘

漁舟廿三艘

漁舟三艘

漁舟十二艘

漁舟廿一艘

漁舟四艘

商舟四艘

漁舟十八艘

村肥舟七艘

商舟六艘

漁舟九艘

散波舟七艘

村肥舟四艘

無名の、しかも政治などとは何の関わりもない市井の一個人の、何さへ悪意を持たない行動が、その属する地域と集團の運命を左右し、齋敬させる。しかも、その本人である善右衛門は異國の地にあって、そのことを知らない。鎖国日本に生きた者の悲劇である。かつて、このことを新聞紙上に発表したことがあったが、そのとき、子孫の方のひとりから抗議を受けたことがある。何を恥じるこ

(志摩郡村々田島敷高萬記録帳)(浜地文書より)

(舞田文書より)

## 四 結 び

とがあらう。社会制度が悪いのであって、彼の行動は、鎮國後はじめてルソンの地を踏んだ者として、また、後の漂流者を帰国させる原動力となつたこと等、むしろ誇るべきことだと説得した。今津・浜崎両浦の豪傑にしても、豪傑せざるを得ないような社会に対する反撥とか反省が、明治維新への小さな原動力のひとつとなつたと考える。

#### 参考文献

- 通航一覧 国書刊行会昭和15  
古事類苑 吉川弘文館  
黒田家譜 川添昭二・福岡古文書を読む会 文献出版昭和57  
筑前国続風土記 貝原萬信 名著出版昭和48  
筑前国続風土記附録 加藤一純 川添昭二・福岡古文書を読む会 文献出版昭和53  
残島村史 (草稿) 伊東尾四郎  
福岡県史 福岡県 昭和37  
筑前五ヶ浦駆船 高田茂廣 西日本新聞社 昭和51  
水崎文書 福岡市西区今津  
津上文書 " 宮浦  
浜崎文書 糸島郡糸島町  
関川文書 北海道江差  
鎌田文書 糸島郡志摩町  
浦記録 福岡県文化会館蔵

## 近世飯盛神社の年中行事

佐々木 哲哉

### はじめに

年中行事ということばは、元来は貴族社会のもので、年間にまたがる儀式を伝統に随って正しく行うために、その詳細を記述したものをさしていた。そして、それは後代に至るまで、いわゆる有職の学の主要部分をなして來た。その伝統をうけて、民間でも、記録として残されている年中行事は、たいへん旧家や社寺の、これだけは必ず守り続けて行かねばならないということから、備忘的に書きとどめたものであった。

その点では、一般家庭での、さして記録も必要としない、曆の進行に沿って慣習的に営まれているセチとか折り目とかの行事とは区別され、後者を民俗的な年中行事、または特に「歳時習俗」の名で呼ぶこともある。

しかし、これらは本来異質のものではなく、宫廷の行事にしても神社の行事にしても、だいたいは民俗的な年中行事が台頭で、それが公家や神社の儀礼として吸い上げられ洗練化されたものと見ることができる。<sup>(1)</sup>

ここに取り上げようとする近世飯盛神社の「年中行事帳」も、記録の性格からは祭事記録と呼ぶべきものかも知れないが、その意図するところが、儀礼を後世に正しく伝えたいということにあるだけに、單なる神事の羅列にとどまらず、個々の行事・儀礼の内容が分明に記録されており、その中から、古い民俗行事の神事化された経緯もうかがわれ、地域の人びとによって支えられて來た村落祭祀の伝統をよくとどめているのがみられる。いま一つ注目したいのは、飯盛神社がもと三所権現を称する神仏両教の社で、中世期末にそれが崩れ、江戸期には唯一神道に所属するようになったとはい、江

戸期を通じて大宮司と社僧の両家によって神事が維持されて来たことである。さいわいに、ここには大宮司家の記録とさしてへだたりのない時期の社僧の記録が残されているので、中世から近世にかけての神職組織の移行を示す一つのケースとして、併せて紹介しておきたい。

## 註

(1) 記録された年中行事と民俗的な年中行事、および年中行事の概要については、柳田國男「年中行事掌書」(文集第十三巻)に最もよくその論説が述べられている。

## 早良郡惣社飯盛神社

飯盛神社は福岡市西区飯盛(旧筑前国早良郡飯盛村)、早良平野の中央部を南北に貫流する室見川中流域の西側で、なだらかな円錐形状の山容を見せる飯盛山の山麓にある。旧社格は郷社。社伝によれば、文德天皇の勅願により、貞觀元年(八五九)社殿を建立、和氣清友を勅使として下向させたとあり、応永年間(一三九四~一四一八)に百町の神田があったとされている。

青柳種信の「筑前國續風土記拾遺」には、「當郡の惣社にして、七村(七ヶ所)の神也、所祭神三座、伊弉册尊、左は賀満神、右は八幡大神なり、いにしへハ上宮・中宮・下宮有、因て後世

に三所權現といふ」とあり、神社書上記等にも「早良郡宗廟」とみえる。飯盛神社の社領は、文永八年(一二七二)の社領坪付に惣田数七十三町二段一枚とあり、社伝の百町には誇張があるとしても、地方の神社としてはかなりの規模であったことが知れる。しかも、その社領の範囲と、応永四年(一三九七)の「飯盛宮行事役屋敷注文案」に示された祭事に携わる各村行事役の分布を併せると、その勢力範囲が、ほぼ早良平野の中央部全域に及んでいたことがうかがわれる。<sup>(1)</sup> 文字通り「早良郡惣社」であった可能性が高いということになる。

このことは、飯盛山の名、およびその山容から推してもうかがわることで、古い時代から、この山が早良平野一円に住む人びとの信仰対象として仰ぎ見られていたのではないかとの想像も成り立つ。柳田國男は、しばしば、飯盛山の名を持つ山が全國には百以上もあり、そのいずれもが形の整った孤峰であることを指摘して、普通その意味付けとして語られている。単に山容が飯を盛り上げた形に似ているからそう名付けたというだけでは片付けられない、もっと深い信仰的要素がその中に含まれているのではないかとの、示唆に富む見解を示している。<sup>(2)</sup> 周囲の地域から望み見られる、小高く、こんもりした場所には神靈が天降り鎮まりますというのが古代人の信仰感覚で、そうした場所を飯盛山とか飯盛塚(飯塚)、茶臼山・茶臼嶺などと呼んだのではないかということである。それは、見るから

に崇高な山容がもたらす印象と、飯を盛る器や臼・ひさご・杵など、穀類に關係のあるもので、内部が中空になった器には神靈が宿るという、古くからの信仰感覚との結合から生じた発想ともうけとれる。

早良郡飯盛山もまさしく形の整った孤峰で、飯を盛った形に似ているからそう名付けたと説明される。全国共通の意味づけで、それはとりもなおさず、この地域一帯に住む人びとが、古い時代、この山に神靈の降下を想定していたことを暗示している。それを裏付けるかのように、山頂からは永久二年（一一四）銘の瓦蓋が出土しており、しかも、結縁衆の名が刻まれている中には、早良郡司王生信達の名も見える。

神体山という原初的な信仰感覚、上・中・下宮という三社構成をとった神社規模、古代末期における郡の祭祀、中世における信仰圏の広がり、そのいずれをとっても、その中に早良郡飯盛社飯盛神社のゆるぎない存在がうかがわれる。

## 註

(1) 「飯盛神社関係史料集」(福岡市教育委員会編 昭56) 所収 青柳文書

4号および牛尾文書1号。本書の解説に飯盛社の社領や信仰圏・行事役についての考察がみられる。

(2) 柳田國男「民俗学上における城の位置」(全集第十二卷所収)ほか。

飯盛山の名が各地に分布していることについては、貝原益軒も、「筑前國風土記」に、「御笠郡に飯盛山あり。宗像郡にも飯盛が峯あり。前國風土記」に、「御笠郡に飯盛山あり。宗像郡にも飯盛が峯あり。

年中諸祭では

此處のみならず、飯盛と號する山、諸國に多し。」と記している。

(3) 「飯盛神社関係史料集」(前掲) 所収 国連史料1

## 飯盛神社の規模と機構

飯盛神社が古くは上・中・下宮の三社構成をとり、三所權現を称えていたということは、それ自体かなりの神社規模をそなえていたことを意味している。貝原益軒の「筑前國風土記」にも、「むかしは大社にて神體も多く、祠官もまた侍りしとかや。今に神職の家に古き文書多く残りて、むかしの盛なりし事をおしはかり侍る。」とある。ここに見える神職家の古文書は、飯盛宮の大宮司を勤めて来た牛尾・青柳両家のもので、このうち中世に関するものは、福岡市教育委員会が調査して、「飯盛神社関係史料集」に収録されている。支配關係の文書が中心で、これによって飯盛宮の社領の広がりや、祭記に携わる各村行事役の存在がうかがわれることは前述のとおりであるが、そのほか、付属建造物や祭祀・法会等についてもその一端を知ることができる。いま、文永八年（一一七一）四月廿七日の「飯盛宮社領坪付」(青柳文書)に見える修理田・料田の記載からそれらを拾つてみると、建造物では

王子宮・白非連社・樅非連社・西宮・頓宮・妙見社の諸社、および神宮寺・医王寺・長榮寺の諸寺。

正月三日・七日・十五日の御供、五節供、九月八日・九日の祭り、九月九日の河伏え、流鏑馬、十一月の霜月祭り。

仏事では

本地講・法華懺法・最勝講会・仁王經会・法華会・修正会

等が數えられる。また、これとは別に、同じ文永八年四月廿七日の日付を持つ「正月元三之次第事書写」(青柳文書)には、年中二十六度を称していた飯盛宮伝来の神事が記され、その全容を知り得る。

これらは一応鎌倉期の飯盛宮の状況を示すものであろうが、それからかなり時代の下がった永保四年(一五六二)正月十八日の「飯盛宮社領坪付」(青柳文書)の記載をみると、建造物では、宮殿・延廊・楼門・浮殿・正覺寺・崇德寺・神宮寺、神事では千度詣り、仏事では彼岸会・大般若会・施餽鬼等があげられている。もちろん「社領坪付」という文書の性格から、また部分的な欠落も考えられるところから、必ずしもこれが宗教施設や行事の全容を示したものとは思われないが、数少ない中世史料の中で、その一端を知る手がかりにはなる。これらが示すところ、中世の飯盛宮は、鎌倉期に本社のほか数ヶ所の末社、数ヶ寺の神宮寺を擁し、神事と仏事が併行して営まれる、三所権現の名にふさわしい完全な神仏混淆の形態をとつておらず、神事・仏事の内容からみても多數の同言・社僧の存在した形跡がうかがわれるが、それが室町期になると、かなり真類の方向をたど

つて来たようにも見うけられる。しかし、それも一応の傾向として、というだけで、具体的な推移を示す的確な史料を欠いている。結局のところ、中世飯盛宮の機構および宗教的機能の変遷については、近世も末期に入つてからの「氣前國相風土記拾遺」(以下「拾遺」と略記)の、伝承をもとにした記載に頼らざるを得ないということになる。「拾遺」は「むかし上・中・下宮を併せて三所権現と称した」と記したそのあとを続けて、

上宮ハ伊弉諾尊(イザナガノミコト)を祀りしか元弘建武の乱に太宰少貳の旗下の郡士等此山上に城を構て度々戰ひたりしかは此時御社も廢せり。神林ハ石玉なり。今は下宮に相應に祀れり。（本宮玉をかの島の亂に後押山に遷せしと云ふ）て有しを文永五年二月内ひ御社遷し

遷するよし昔此神玉を納めし石函の蓋有識文あり。

本宮正社神主井伊御社主

吉田法典

中宮は本社の西三藏山(スリヤマ)に小祠有。妙見を記る。

と南北朝の動乱によつて上宮が廢せられ、中宮に妙見を祀るようになつたきさつを述べ、ついで文和二年(一三五三)の飯盛山合戦にふれたあとを次のように綴つてゐる。

かくて當社の修造にしへ神領有し時ハ本社・末社等各修造の料田有てこれを弁備せしか、太宰少貳退轉の後ハ宮廟ハ中國の大内家より沙汰をせらるゝ事となれり。此時當郡荒平城に中國より大勢の兵を指下せり。其軍兵の料に充られて諸社の神領も半濟にせられしかハ當社も大内持世より社の造替はせられけり。(中略)其後いよ／＼乱れて守護地頭の造替も成かたかりしかば、郡中の

魔徒等力を覗せて修造せしか今にしかり。かかりしかハ白非連社・權非連社等ハ今ハ其址たにさたかならず。当时有し所ハ、東王子社<sup>天神</sup>・西王子社<sup>月神</sup>・若宮・今宮・祇園・大山祇・靈荷・楠原。春日・松尾等小祠残れり。昔の樓門址<sup>井原の跡</sup>と神奥休石<sup>九月十九日の御祭の裏壁に在</sup>。神奥休石<sup>神主有</sup>。此のなごりに萬葉のまた石鳥居一基、木鳥居一基、御供所有。中宮址<sup>上に古御殿の屋根あり</sup>。伏見院永仁六年因幡次郎左衛門財康成といふ人當寺を開基せり。其由来を本尊妙見社等なり。神室に神鏡一面、鹿石獅子一對、同花瓶一對、また垂原公の御筆の繪馬一通有。昔は年中に廿六度の祭禮有。先ハ正月元日に御供を奉り社家中要膳の式あり。七日に御供を献す。十日に武射あり。十四日に總懸御供、同夕飼の口<sup>おけ祭</sup>を祝す。神酒を拂く。直會有。十五日の朝粥を三膳獻す。神酒を奉りて飼開の祭あり。毎月朔日の祭有。二月初午祭、三月三日神酒・草餅を供ふ。直會有。五月五日神酒・茅巻・餅を献し直會有。六月<sup>名</sup>越祭あり。七月七日祭直會有。九月九日神幸有。<sup>北条今へ化粧廻・神樂行等</sup>十月十五日祭有。霜月卯祭有。十二月廿日等なり。今ハ正月十四日銅口祭、同十五日鉛口開有、粥を供す。二月朔日の祭に去月十五日に供置たる粥の乾涸によりて当年の五穀の吉凶を占ふ(中略)村内争いといひ、此日の本ももて粥を次<sup>九月九日</sup>の祭とのみなり。其餘ハ亂世に神領なくなりより再興することなし。古昔は神職の家ハ悉く農夫と変して今ハ社僧神官寺社人牛尾氏ばかり也。(中略)古御社盛なりし時ハ神職もあまた有しこと古文書に見へたり。さらに、そのあと神宮寺については、

本社の南二町余、山間に在。開寂の地なり。飯盛山真教院と号す。天台宗比叡山正覺院の末なり。昔は真言律にして門下の寺七ヶ寺あり。法輪寺・東光寺・青林寺等<sup>天台寺に在</sup>。大和寺<sup>高野寺に在</sup>。伏見院永仁六年因幡次郎左衛門財康成といふ人當寺を開基せり。其由來を本尊文珠菩薩の心木に記文ありて詳なり。(中略)昔の本尊ハ釈迦・文殊・觀音なりとかや、今は文殊堂の像のみあり。此身無巨像にして古作也。(中略)かくて足利家の衰亡に廢地となりて近世は文殊堂のみわざかに本社の側に古の神官寺<sup>八坂の西山御近ニ共</sup>に在りて、文珠堂の頃源光院の弟子漫海といふ僧を座徒に招きて文殊堂の庵主とせり。これより天台宗の寺となれり。元禄年中に比叡山正覺院の末寺となる。これ當代神宮寺の再興也。當村及吉武村の内にて建山三千六百坪の御寄附有。

とある。委曲が尽されていて端的に推移が理解され、社家に残る由緒等にもこれより出るものが見当らないところから、あえて全文に近い引用をした。

これによつて、室町期における飯盛山要類の原因が乱世にあり、しかも室町末期、大内氏の支配下で社領を喪失したことが、あらゆる面での規模の縮小につながつたことも読み取れる。具体的にいえば、「神領の喪失とともに神社を維持經營する経済的基盤が失われ信仰團も周辺七ヶ村に縮小されたこと」、「三社構成が崩れて上宮が廢止、中宮は妙見祠となり、下宮だけが相殿三神を祀る形で残った

こと、『曰神宮寺と七ヶ寺の末寺が文殊堂を残すだけとなり、法会講説も消滅、両部の社が事実上崩壊したこと、四末社のうち二つが消滅し、残ったものも僅かに小祠をとどめるだけになったこと、(因多くの神職・社僧が解教したり帰農したりして、僅かに神宮寺社僧と大宮司(牛尾氏)の二人だけとなつたこと、(因年中二十六度を数えていた神事が四つの祭りをのこすだけとなつたこと、等々である。

そうした中で、「拾遺」には中世史料に断片的でしか現わされてこなかつた末社・神宮寺・付属施設等がかなり整理された形で記されている。たとえば末社に関しては、社領坪付には王子宮・白非違社・權非違社・西宮(西王子宮か?)・妙見社(のち中宮に祀られたものか?)しか出ていないのに、「拾遺」では若宮以下の八社を捕つてゐる。ただし、飯盛宮の末社に関する記載は、天明五年(一七八五)の「飯盛宮旧來社籍略記」に

本社左右<sup>ニ</sup>在之候

一両王子社(六尺二八尺坪ノ小社小參<sup>シカ</sup>)

同断

一末社七<sup>セブイヤ</sup>七<sup>セブイタ</sup>(三尺四寸方<sup>ミツシヨウチ</sup>二尺<sup>ニチ</sup>内<sup>ナカニ</sup>一社<sup>ハ</sup>)

右七末社神号大宮司牛尾家先祖代々一子相傳ニテ秘之(圓点筆)

とあり、別の個所に、

大宮司抱地之内

一馬場宮ノ向ニ松尾小社一(後<sup>元</sup>正<sup>元</sup>元<sup>元</sup>年<sup>ノ</sup>大富ニテ

續<sup>シテ</sup>前<sup>テ</sup>此<sup>テ</sup>後<sup>テ</sup>此<sup>テ</sup>年<sup>ノ</sup>大富ニテ

と見える。「拾遺」では松尾社を含めての八社が旧来の末社ということになつてゐるが、実際は七社で、しかもその社名が深秘の所伝となつてゐたことがわかる。神宮寺についても、文永の社領坪付に神宮寺・医王寺・長樂寺、永祿の社領坪付に正覚寺・崇德寺・神宮寺と出ているのに對し、「拾遺」では神宮寺とその末寺に法仙寺、東光寺・法花寺・長樂寺・崇福寺・大円寺・清林寺の七ヶ寺をあげている。兩者に一致しない面もみられるが、神宮寺の規模としてはかなりのものであったことがうかがわれる。

そこで、残された問題の一つに、中世行事役の名で飯盛宮の祭祀に參與していた氏子組織が、神領の消滅、信仰圈の縮少によってどのように改編されたかということがあるが、ここではそれが明らかにされない。そのことについては、このあと飯盛宮の祭祀をとり上げる中で、おおよその推移が理解できるのでそれにゆずりたい。

### 飯盛神社の祭祀構造

飯盛神社關係の史料で、もともと年代的にそのあとを辿り得るのは神事關係の年中行事である。中世の記録としては、前述のように社領坪付から神事・仏事が拾い出せるほか、文永八年(一一七一)の

「正月元三之次第事書写」(青柳文書)には年間を通じての神事とそれに供えるべき品々の明細が記されており、永正四年(一五〇七)の「飯盛宮神事定文案」(牛尾文書)にも祭日と神事名があげられている。近世のものでは、明和三年(一七六六)の大宮司牛尾家「年中行事表」、および天明四年(一七八四)の別当神宮寺「飯盛宮年中行事帳」(いすれも牛尾文書)があつてもとも詳細にその内容を知り得る。また、天明六年(一七八六)の「飯盛宮旧來社記」、および同時代のものと思われる飯盛宮大宮司牛尾相模守が櫻井大宮司宛に指出した「覺」(ともに牛尾文書)には、旧来の神事が廃止された時期、新らしく始まつた神事等の記載があつて、その変遷のあとづけを可能にしている。別表Iは、それらをもとに、現行の行事をも加えて作成した時代別の飯盛宮年中諸祭一覧である。

そこで中世の祭祀から見てゆくと、「拾遺」に「年中二十六度の神事」とあるのは、文永八年の「正月元三之次第事書写」を原拠としていることがわかる。ここに見られる神事の年間にまたがる布匿は、毎月朔日の月例祭と、五節供の御供が節目の行事として基軸となし、二月初午と十一月初卯日の霜月卯祭とが対応して豊作祈願と収穫感謝の祭り、その中間に六月晦日の夏越の祓えを置くという、まずは普遍的な神事の形態で、それに正月十日の武射祭、小正月の御粥神事、および九月九日のおくんち行事が飯盛宮の特色をみせ、両部の社として法華会・大般若經会等の公事がこれに加わるという

形を示している。文永の社領坪付には、このほか修正会・本地講・法華懺法・最勝講・仁王講などの仏事が見られるが、いずれも神官寺で行われていた法会・講説であろう。通算して、まごうかたなき「飯盛三所權現」の祭祀構造がそこに見られる。

これらの神事・仏事が社領内の料田によってその費用を弁済していたところに、後年それが衰退する直接の原因があったといえようが、神職・社僧の離散、氏子組織の崩壊も同じく因をなしていよう。神官寺の法会・講説はもちろん、永正年間までかろうじて命脈を保っていたとみられる「年間二十六度」の神事も、永禄年間(一五五八~一五七〇)以降、軒並廃止されているのがみられる。すなわち、牛尾大宮司の「覺」によれば、正月十日の武射祭と二月初午の行事が永禄三年より、六月廿九日の夏越の祓えが永禄十一年より、十一月初卯の祭りが永禄年中に、七月七日の七夕祭が元亀二年(一五七一)より止む、とあるばかりでなく、九月九日に行われていた神幸祭までが、「御神幸往古在來候處元亀三年社領没収の節古相止候由申傳候」とその終焉を記されている。このうち、二月初午の祭りと十一月初卯日の霜月卯祭りは、「としごい」といなめの対比をみせる、いわば農耕地域の急社の祭りの根幹ともいいうべきもので、その廃止は、神幸祭の終焉とともに氏子組織の崩壊を如実に示している。武射祭、夏越の祓え、七夕祭の廃止は、おそらく神職・社僧の離散がひびいていよう。

別表 I 飯盛宮時代別年中諸祭一覽

五 月	四 月	三 月	二 月	一 月	
五 日 (朔日) 社役・役 直会	(朔日) 社役	三 朔 日 日 御供 社役・役 直会	初 朔 午 日 御祭 供	十 七 四 日 夜 十五日朝 粥 始 開	朔 日 行 六 日 御供 供 ほだれ御供 とうの口あけ
五 朔 日 節 供	朔 日	節 朔 供 日 節 供	初 朔 午 武 射	十 日 武 射	永正四年(一五〇七) 飯盛宮神事定文案
九日・ 十五日・ 御 朔 日 御 被 被 廿八日	廿八日 御 被	九日・ 九日・ 御 朔 日 御 被 被 廿八日	九日・ 三日 十五日・ 廿八日 御 朔 被 被 廿八日	九日・ 七日 十四日 夜 十五日朝 粥 炊 元	朔 日 御 供 元日・三日 豊年祭 式日御被 穗德御供 洞ノ口鉢被之祭
九日・ 十五日・ 御 朔 日 御 被 被 廿八日	廿八日 御 被	九日・ 九日・ 御 朔 日 御 被 被 廿八日	九日・ 三日 十五日・ 廿八日 御 朔 被 被 廿八日	十四日夕 洞ノ口鉢被 之祭 粥次 ハ	明和三年(一七六六) 牛尾家年中行事報
十五日月 並 祭	十九日 月 並 祭	十九日 日 日 月 並 祭 春奉大祭 神業	十九日 月 並 祭	十五日 朔 供 元	天明六年(一七八六) 飯盛宮旧来社記
					現 行

十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月
二十日 大般若会役	初卯日 (朔日) 霜月卯祭役		十五日 (朔日) 法花まつり	九日 (朔日) 舞供役	七日 (朔日) 直夕社会役	(朔日) (二十九日) 夏越役
朔日	初朔卯日		朔日	九日 朔日 御祭礼	朔日 七夕節供	朔日 夏越日
廿九日 年越御祓	廿八日 御祓	廿八日 御祓	廿九日 廿八日 若者中宮鏡	廿九日 八日 朔日 しめおろし 御供盛り よど	廿八日 廿九日 九日 廿八日 御祓	廿八日 九日・十五日 御祓
廿七日 すす祓い	廿八日 御祓	廿八日 御祓		廿八日 御祓馬在り	廿八日 九日 朔日 御祭礼 御祓・神楽・角力	廿八日 九日・十五日 御祓
三十一日 大晦祭	朔日・九月並祭 秋季大祭	十七日	十五日 月並祭	九月 朔日・九月・十五日 月並祭	九日・十五日 朔日 風止前夜祭 月並祭	朔日・九月・十五日 月並祭

近世の飯盛宮は、大宮司牛尾氏と、神宮寺社僧だけによって維持されることになったが、慶安三年（一六五〇）六月に画部神道から権井

大宮司の支配下に入つて唯一神道に転じている（牛尾相模守「覚」）。

その間に大宮司家と神宮寺の間でかなりの確執のあったことが、由緒書その他に見えるが、飯盛神社の祭祀に再編成がなされたのもこの時期であろう。牛尾大宮司の「覚」には、九月九日神事における流鏑馬を「慶安年中始り候由」と記し、「月初十、霜月卯祭にかわる正月三ヶ日の豊崇御祈禱を「寛延二年始る」としている。

このような経緯の上で成立したのが近世飯盛宮の祭事で、その詳細を記したのがこれから紹介しようとする飯盛宮大宮司牛尾家の「年中行事帳」である。すでに飯盛宮の信宿園も周辺七ヶ村に縮小されており、村々から神事に参加する人びとも、中世の行事役にかわって、大庄屋や村莊屋が名をつらねているのが目につく中で、廢絶されずに続いている行事には、さすがに長い伝統を受け継いで来た地域の古社飯盛宮の格式が維持されているのがみられる。まえがきにも述べたように、この記録が儀式の伝統を正しく後世に伝えることを目的として書かれたものだけに、原文をそのまま忠実に紹介する中で、神宮寺側の「天明四年二月九日飯盛宮年中行事帳」も参照しつつ、若干の解説を試みたい。

## 近世飯盛宮の祭事と「年中行事帳」

近世飯盛宮の祭事は、「拾遺」によれば、正月十四日の銅口祭、

同十五日の鉛口開と粥供え、二月朔日の粥占、九月九日の祭だけといふことになっている。しかし、それはあくまで旧来の祭事を伝承しているものという意味であつて、実際の年中諸祭は別表Ⅰの牛尾

家中年中行事帳の欄が示すように、権井大宮司の支配下に入った唯一

神道の神社儀礼の中にそれらが組み込まれたという形をとっている。天明六年（一七八六）の「飯盛宮旧來社記」では、それを特定日の神事と月例的な神事とに区別した記載のしかたで、前者は、正月元日より三日まで豊年祭、同三日初御供、正月十四日鉛口鉛波之祭、耕作豊凶例、神粥炊調、二月朔日御粥例、九月九日御祭禮（御祓・神樂・角力・流鏑馬在リ）、後者は、年中毎月（朔日・九日・十五日・廿八日）の御祓執行、五節供御（時ニ應ジ神輿上ル）と、

整理した形で示している。このうち、正月元日から三日までの豊年祭は、藩主からの要請で寛延二年（一七四九）に始まつたという註記

があるので、結局毎月定期的の御祓を除けば、廢絶を免れた旧来のものをほぼそのまま踏襲して来たということと、「拾遺」の記載もうなづける。そこで、近世に伝承された飯盛宮伝来の神事は、つまるところ、粥占を中心とする小正月の神事と、九月九日の神事の二つに大きく分けられるということで、牛尾家の「年中行事帳」も、そ

の大半をこの二つの神事に割いている。詳しい規式については行事概にゆするとして、その二つの神事について若干の解説を加えておきたい。

小正月の行事は、民間の習俗では大正月のそれよりも古いとされ、豊作を願う呪法めいた行事が集中している。飯盛宮の小正月神事には、その中の二つの要素が見られる。一つは十四日の穗垂れ御供と、いま一つは十五日に粥を供えて二月朔日にそれを抜く粥占神事である。穗垂れはイネの穂が実つて重く垂れることを願って行う予祝行事で、民間伝承では葉のつい野菜を汁に入れ、食べる時に一、三度かきまわしてから、葉を椀のふちに垂らして食べる「穗垂れ」が一般的である。飯盛宮の神事では、穗垂れ御供田というのがあつて、それを耕作する者から御供が供えられるという形をとっているが、「穗垂れ」と称しているところに予祝の意味がこめられている。粥占も民間伝承では小正月に炊く「望粥」を前り掛けの粥炊でかきまわし、それについた米粒の多寡でその年の豊凶を占つたり、細い竹筒を煮立った粥の中にさしこみ、竹筒に入った米粒で作柄を占つたりする。飯盛宮の場合は、小正月に炊いた粥を鉢に入れて神殿の内陣に供えておき、二月朔日にそれを出して粥の表面に生えたカビで豊凶を占うという形をとり、早福・中福・晚福別々に三つの鉢を用意することになっている。この形式は、近隣では筑紫野市筑紫神社でもみられ、早くから神事にとり入れられていたものと思

われる。飯盛宮では、この穗垂れ御供と粥占が、一つは一年の神事始めをも意味しており、ドウノロ披き、始拔きと称する行事を伴っている。中世には十四日夜にドウノロ披き、十五日朝に始拔きとなるが、近世ではともに十四日夜に行われて、洞之口・銅之口・戸と称している。ドウノロ披きは、記録によつて洞之口・銅之口・戸之口などとさまざまに表記されているが、舞殿で伝来の施具の盃に神酒をくみかわす行事で、おそらくは神樂の舞始めを意味する舞堂披きをさして、堂の口披きと呼んだのはなかつたろうか。始拔きも同じく神楽始めて、楽器のならし初めを意味している。行事帳では大富司が神樂太鼓を打ち、お祓をしたのち「御神樂ノ應意言上仕ル」とある。ここで注目したいのは、この十四、十五両日の行事に、穗垂れ御供田作り・粥田之作人・粥炊き(二人)などの記載があるが、穗垂れと称しているところに予祝の意味がこめられている。それらが世襲制をとつてこの神事に奉仕して来たとみられることがである。また粥炊きと粥披きに必ず七ヶ村庄屋の加わっているのも、中世における行事役を引継いだものとして注意を払つておきた。い。ちなみに、現在の粥占神事においても、粥元は四軒(青柳姓・大内姓二軒ずつ)と固定して、代々世襲制をとつていている。ともあれ、この小正月の神事が、民間行事における豊作祈願の予祝・卜占的要素をとり入れて儀礼化し、しかも氏子の奉仕によってそれが守られ来たところに、飯盛宮の古くからの地域農耕守護神としての性格が端的に現われている。

そこで、一方の九月九日の神事は収穫祭を意味している。特に北部九州では九月の収穫祭を「おくんち(御供日)」と呼んで、新穀でととのえた神饌を献じ、収穫を感謝する儀が一般化している。飯盛宮の場合も、九月朔日の注連卸し、八日の舞供盛り、同夜の「よど」と称する宵祭り、そして九日の祭礼と、行事帳に記された行事内容からは格式を備えた収穫祭の様相が端的にうかがわれる。小正月の予祝・ト占神事と対応する民間の収穫儀礼をとりこんだ収穫感謝の祭りである。またこの時に舞われる神樂は、往年の神職神楽の名残りをとどめて、舞人を「組合の神人」と呼んでいるが、神楽座を組織して継承して来たものであろう。

以上、年中行事帳の記載を中心的な二つの行事にしほって若干の補足を加えたが、七ヶ村惣社としての飯盛宮と各村の産土神との關係も見逃せないものの一つである。行事帳でもしばしばその関連がのぞかれているが、そのことについては、信仰圈や氏子組織の問題とともに、他日別に主題を設けることにして、ここでは本社の祭事のみにとどめ、以下大宮司家の「年中行事帳」の全文を掲げ、神宮司側の記録を通じてその関連をみておきたい。

## 飯盛宮大宮司牛尾家年中行事帳

明和三年丙戌年  
牛尾相模守 書記

一正月元日 御供餅社僧方上<sup>ノ</sup>、御三社<sup>ノ</sup>三膳向也 朝六時御官

出仕 駕籠取下人等名づけ奉申御官演様之上眞中<sup>ノ</sup>演床常々召置候此方常々之社務之座也 此所<sup>ニ</sup>着座候御祓一座 <sup>ノ</sup>上<sup>ノ</sup>弓被仰付候豈年御祈福共<sup>ニ</sup>執行仕<sup>ヲ</sup>暫く御官<sup>ニ</sup>ため候<sup>ミ</sup>社僧杯と年頭之目出度祝詞など互<sup>ニ</sup>物語退下 <sup>(三)</sup> 御官廻<sup>ヲ</sup>兩王子社末七社共<sup>ニ</sup>拜上<sup>ヲ</sup>次<sup>ニ</sup>鳥居之原東ノ大松之根<sup>ノ</sup>有<sup>ハ</sup>候此方先祖代々之隔拝塔有<sup>ハ</sup>之間隔拝仕候 尤七末社之神号之儀<sup>ヘ</sup>當家一子相傳之第一也

正月元日之暮六時又<sup>ニ</sup>御官出仕 社僧立會後<sup>ノ</sup>豈年御祈福一座執行仕退下

二日之朝御官社僧立會之上豈年祭一應執行仕退下 村中年禮<sup>ニ</sup>參<sup>メ</sup>持羽織大小指<sup>ス</sup> 供人番手次第之事 同日社僧方上薪四把金鉢不殘此方<sup>ニ</sup>取寄<sup>セ</sup>申也 明三ヶ日此方<sup>ニ</sup>初御供上<sup>ケ</sup>申用意也

二日暮六時又<sup>ニ</sup>御官出仕 社僧立會豈年祭一應相動候<sup>リ</sup>退下

三ヶ日 朝五時初御供此方<sup>ニ</sup>五膳向上<sup>ル</sup> 御供<sup>ハ</sup>金鉢<sup>ニ</sup>盛事 御さいへひらき大豆齒固<sup>ノ</sup> 大根<sup>一</sup>きれ當<sup>三</sup>斗土器<sup>二</sup>盛<sup>ミ</sup>候<sup>ミ</sup>五膳共<sup>ニ</sup>備演様<sup>ノ</sup>上此方勤所<sup>ニ</sup>御膳組仕<sup>シ</sup>此方から<sup>ミ</sup>へ申候<sup>ミ</sup>けいひつ仕候<sup>ミ</sup>一膳<sup>ヲ</sup>社僧<sup>ヘ</sup>渡<sup>ス</sup> 五<sup>ヲ</sup>所<sup>ニ</sup>そなへ候上<sup>ニ</sup>御祓一座執行 <sup>ノ</sup>ニ豈年祭之願意<sup>ヲ</sup>も申上<sup>ケ</sup>候 但今朝切<sup>ニ</sup>豈年祭<sup>ノ</sup>解願<sup>ミ</sup>成<sup>カ</sup>也 此方<sup>ニ</sup>今朝上<sup>ニ</sup>御供餅<sup>ノ</sup>社僧方<sup>ニ</sup>參候<sup>ミ</sup>大庄屋三ヶ庄村屋と同座<sup>ニ</sup>始<sup>ム</sup> 豊年祭解願之座也 座組<sup>シ</sup>社僧抽束大庄屋右三人座上也 尤今日社僧

方へ此方參候儀案内へ不請來候事 布施と書付候 錢二匁五分社借

占居ル 飯後見合モ引取ル 田村大庄屋方へ年禮ニ共參ル

正月四日 吉武村中通ル 御札沒神案別毛枚宛(5) 下人ニ挾箱爲持候

庄屋ハ風半切五十枚遣ス 椿羽縫脇指(5) 通ル

五ヶ日 羽根戸村中通ル 御札前と同斯 庄屋ハ風半切五拾枚遣ス

六日 四ヶ村通ル 庄屋織作・三七ハ半切紙五拾枚宛(5) 且又老

松宮座子中ハ老松の御札遣ス 老松宮・參御戸開キ年頭之拜(5) 例仕

藤作方角御そなへ餅此方へ渡ス 年々之事故餅之數不知れ候

昔ハ老松氏子家別ル一童子宛上居申候近年ハ左様無之候事

七日 左儀長焼(6) カセ候 御宮左義帳ハ社僧方るたき申候 七日正月と

て朝餅なとたべ茶のみ候 今日ハ田村通ル 西清七と申家名通、

初ル 御札ハ疫神新庄屋ハ半切五十枚遣ス 尤村ミ共ニ庄屋組頭ハ

ハ大札遣ス也

八日 金武通ル 御札萬事前<sup>二</sup>同シ

九日 御宮出仕 社僧立會相動ル 飯後占野方通ル 御札萬事共<sup>二</sup>前<sup>二</sup>同事

十一、十二日比 福岡所<sup>二</sup>年禮<sup>二</sup>出ル 寺社奉行兩人 郡奉行大音

彦左衛門殿 加藤半左衛門殿 右之外鳥飼大庄屋其外勝手次第二

候 十四日 八時分當村甚次郎方<sup>二</sup>ほだれ御供田作り申候<sup>二</sup>付<sup>二</sup>はだれ御

供上ル 御宮<sup>二</sup>出仕 社僧立會相動ル 相殿寶満宮<sup>二</sup>御供一膳受用

退下<sup>二</sup> 同夕暮六時分御宮出仕 鈴坂<sup>二</sup>之祭<sup>二</sup>有<sup>二</sup> 著田之作人當村善七  
半次西家<sup>二</sup>御隔年ニ神酒上<sup>二</sup> ひらき大豆 大こんのすあへも上<sup>二</sup>  
候 神前<sup>二</sup>そなへ社僧立會相動ル 常之勤所ニ<sup>二</sup>神樂大鼓<sup>二</sup>打<sup>二</sup>上<sup>二</sup>  
其上<sup>二</sup>御祓執行 鈴坂<sup>二</sup>御神樂之舞意言上仕<sup>二</sup> 社僧相家西人  
共<sup>二</sup>拜例仕<sup>二</sup>通候<sup>二</sup>舞歌<sup>二</sup>下<sup>二</sup>飽之至<sup>二</sup>二<sup>二</sup>神殿<sup>二</sup>下<sup>2</sup>其年之客人<sup>二</sup>社僧  
亞仕<sup>二</sup> 其後此方<sup>2</sup>當人<sup>2</sup>亞仕<sup>2</sup> 次第<sup>2</sup>右之通<sup>2</sup>亞仕<sup>2</sup>也 亞  
仕<sup>2</sup>人數ハ善七・半次・仁平・基次郎也 諸人望次第ハ今夕舞歌<sup>2</sup>而  
名なと替<sup>2</sup>事も有り 夫る亞仕通<sup>2</sup>相成舞歌引取ル 御供屋<sup>2</sup>七ヶ村  
ノ寄<sup>2</sup>火薪<sup>2</sup>炊<sup>2</sup>社僧<sup>2</sup>拂者<sup>2</sup>善七・半次・二<sup>2</sup>平杯相つめ罷在<sup>2</sup> 朔  
仕込之水高ハ此方<sup>2</sup>一子相傳<sup>2</sup>宿本<sup>2</sup>升め相改候<sup>2</sup>桶<sup>2</sup>入<sup>2</sup>御供屋<sup>2</sup>  
持參候益<sup>2</sup>移し益<sup>2</sup>前<sup>2</sup>秘密之故唱ふたを仕<sup>2</sup>置<sup>2</sup> 八<sup>2</sup>之上刻<sup>2</sup>  
仁平・半次兩人之間益<sup>2</sup>たき申候 其節舞殿<sup>2</sup>此方大<sup>2</sup>を打<sup>2</sup>申候  
粥たき可申との指圖之大<sup>2</sup>也 米・小豆・塩三品ハ粥田之作人  
右上<sup>2</sup>申候事 八<sup>2</sup>之下刻<sup>2</sup>又<sup>2</sup>大<sup>2</sup>打<sup>2</sup>粥たきやめ申<sup>2</sup>との指圖<sup>2</sup>  
也 水之升め・米・小豆・塩之番付別紙有<sup>2</sup> 決<sup>2</sup>他見無用也  
十五日 朝六時分右之水入レしたる桶<sup>2</sup>粥<sup>2</sup>汲<sup>2</sup>入<sup>2</sup>灌<sup>2</sup>ゑん<sup>2</sup>上<sup>2</sup>持<sup>2</sup>  
金鉢を社僧<sup>2</sup>もたせ此方<sup>2</sup>盛<sup>2</sup>込<sup>2</sup> 一二三之付<sup>2</sup>ひる此方兼<sup>2</sup>所持  
仕候<sup>2</sup>金鉢<sup>2</sup>それ<sup>2</sup>付<sup>2</sup>社僧<sup>2</sup>三<sup>2</sup>共<sup>2</sup>ふたをかぶせ申候<sup>2</sup>神前<sup>2</sup>  
上<sup>2</sup> 御祓一處執行仕・社僧同道<sup>2</sup>又<sup>2</sup>御供屋<sup>2</sup>入<sup>2</sup>御上<sup>2</sup>之餘<sup>2</sup>粥  
喰申候 相残<sup>2</sup>人數も喰イ申候 其上之餘<sup>2</sup>粥<sup>2</sup>ハ此方<sup>2</sup>受用 薦之

餘も同前候 告出

十八日 郡五兵衛殿方稻荷祭參 前夜洗米・御者一色 御祓一

座十九日 朝六品之盛物・御供・神酒上候御祓一座一宿

廿日十一比根井頭殿へ年始禮出べし 嘉例二日つるしがき六十四指

上々 右つるしがき輪岡大明神御祭・御盛りもの成來候由

正月廿五日 他出無用之日也

同廿七日比七ヶ村へ來朝日神宮寺へ御達可成候間御歸りかけ御立

寄可被下候相應之出来合可申上候間廻状遣ス

同廿八日 式日故社參社僧立會

同廿九日 在宿掃除等仕明日之覺語專ニ候 明日七ヶ村之庄屋此

方呼夕飯給させ申候付福岡貿物人遣申候事

二月朔日 未明御宮出仕社僧立會御粥を社僧遣内方取出レ神前 そなへ候上西互動 相仕延三ヶ村庄屋續イ次御粥技中ハ内陣此方も入御粥被く 西方居社僧御粥の御膳ヲ下シかく へい申候を此方受取かくへ申候 社僧御粥鉢之ふたを取 此時

とくと御粥見定可申事 井藤子村之庄屋も此時済ん之上上り拜見仕候 其上二日之間始終此方御粥をかくへい申候兼而 舞殿高机置申候付右之御粥其保ニ此方持下右之高机居へ候又内陣入一粥をひらく 披様ハ一粥同前 舞殿下ノ様も同前 又内陣入三ノ粥被く 披様下ノ様共ニ前ニ同事此

方舞殿粥持下未ト内陣不歸内ハ次キ之粥不被れ事粥三ツ共  
披付 申候此方常ニ之動所ニ着座仕舞殿諸人入拜見仕付督 此方も社僧も候見合引取

同日社僧方行七ヶ村庄屋一座 朝飯たべ申ス 社僧方案内題

ハ不申候朝飯相濟上二日社僧一人御宮二行御粥持来 杜僧方

座敷机を置其上ニ粥鉢置 此方社僧七ヶ村庄屋一縷之上此方

箸取り一御粥はさみ社僧道レ次抽者取 次七ヶ村之庄屋中 へ此方粥ヲはさみたべさせ申候 参合候相望申ものへも次

第二寄り候たべさせ候 其上西御粥目錄出來古來タ先比方 筆を取存寄之通早田・中田・晚田之毛付ミのり水風等之儀書付 候社僧又ハ七ヶ村庄屋見候存寄共ハ無御座候故と辞儀仕候得共志かと存寄も無之御書付之通共西可有御座候由皆答候添 之本書成目錄出来 其上西此方ハ引取申也 尤今日座組ハ社僧此方兩人座上也 祥羽織西行 同日七ヶ村庄屋此方呼ヒタ飯給させ來り候 此方家上ふき申ス慶之儀共七ヶ村ら參候様ニ相談仕來候事

二月五日 牛尾伊童守毎季祖靈御命日御供上御祓行万治三年庚子出生事保十八癸丑生年七十四二月死去 尊師 内の 長尾親衛

同九日 御宮出仕 同十五日御宮出仕 同廿八日出仕

左之相殿分一膳向受用

同九日出仕 同十五日出仕 同廿八日出仕

者存立次第ニ仕事也

同九日出仕 同十五日出仕 同廿八日出仕

七月朔日御宮出仕 同九日同断 同十五日 同廿八日

四月朔日出仕 御宮出仕 同九日出仕 同十五日出仕 同廿八日出仕

八月朔日御宮出仕

五月朔日出仕 同五日節句出仕 社僧方々まき三社、上、左り

之相殿分一膳向此方受用

五月九日出仕 同十五日出仕 同廿八日出仕 此日社僧ニ掛合不參

同月廿七日 郡五兵衛方・御祭・出務 参着之上稻荷之御祠ニ御祓

一座 御月待御祓一座 一宿仕<sup>(13)</sup> 稲荷御社ニ洗米・肴上<sup>(14)</sup> 御祓一

一座 御月待備・物・御供・肴・御酒・盛物其外先<sup>(15)</sup>様勝手次第

五月廿九日大ノ月ニ候ハ晦日牛尾日向守毎通靈御命日

元禄六癸酉年出生明和三丙戌年生年 七十四才<sup>(16)</sup> 命後也 導師平

山厚見祭房也

六月朔日御宮出仕 同九日同断 同十五日同断 同廿八日同断

此月ニ飯盛・吉武若者中<sup>(17)</sup>二夜御宮籠有ベシ 夜見合<sup>(18)</sup>出勤候可

然候 尤若者中<sup>(19)</sup>初尾麥等持參仕候上ニ罷出相勤典候得と案内

有リ 育ニ常之勤所ニ<sup>(20)</sup>社僧立會一座相勤<sup>(21)</sup>互<sup>(22)</sup>舞殿ノ座上ニ肴座

候<sup>(23)</sup>夜通酒夜喰等たべ夜明ケニ又ニ一座相勤<sup>(24)</sup>候 尤若者中<sup>(25)</sup>御

そなヘ三社<sup>(26)</sup>上々 左之相殿分此方受用 此儀日限不相知候 若

一御本社中<sup>(27)</sup>御請<sup>(28)</sup>レ<sup>(29)</sup>テ

九月朔日 朝六<sup>(30)</sup>時分志手・志め繩・拂共ニ御宮<sup>(31)</sup>持參 神前ニそな

ヘ社僧立會互ニ一座相勤<sup>(32)</sup>御本社初ノ拜殿口兩王子末社七ツ 御供

屋・手水石・妙見鳥井・馬場上<sup>(33)</sup>・大宮司門口・社僧門口・此方

神祇殿 右之所ニヘ志めおろし申候 勿論拜殿口拂一本 鳥居井

馬ば上下・此方門・社僧方門共ニ拂一本免<sup>(34)</sup>竹<sup>(35)</sup>結<sup>(36)</sup>付<sup>(37)</sup>候 志手<sup>(38)</sup>

數委敷別紙ニ書付有<sup>(39)</sup>

一拜殿ノ口 中野四ツ井宿在二橋一本

一両王子社 なむ三番六ヶ折り

一鳥 居(なむ二本) 大木(なむ五本)

一末社七社 なむ三番四枝

一上下二ヶ所 なむ三番四枝

一手水石(なむ二年) 小豆(なむ二年)

一大宮司分 なむ三番三枝 小豆(なむ二年)

一松尾分 なむ二年

一惣入用之(馬シイ十二) 一社僧分 なむ三番五枝

都合中折紙五帖程入ル

右注連おろし相濟(上林庄原七ヶ村庄原へ北面内串  
此日九時時刻未だ朝急参)

金武・妙見崎・五郎丸馬・福祐此比ニ有ル 申来次第ニ出仕 朝ノ内

座本(御御帝一ノ御川) 川ニ立ム志手切ル 六ツ也 竹四本(なむ二張)

シテラ付ケ掛ノ魚モ付ケ御酒も竹ノ筒ニ入レ付ル 座本(御御帝執行)

候モ右之竹志め川ニ立ナセ申ス 御帝ハ御宮ニ持參候(神酒など上ケ)

馬安全の夜相動ル・馬持中古初尾米・御宮ニ持參受用 夫々座本ニ引取

朝飯たべ罷歸ル(馬シイ)

未明(參)

九月七日 妙見崎御神事出仕 六兵衛方(參御志め之用意久米之用

意仕ル) 一御本社(なむ六本) 一拜殿口(なむ六本) 一門口(なむ四本) ワキシ

テ四ツ 構四枝 一御神酒上ル 御供ハ不上 不培之至也

右之通朝ノ内御宮ニ持參相動ル・座子中古持來ル・初尾米申上ケ仕不残  
相濟(候上ニ) 六兵衛方(引取)・朝歌たべ罷歸ル 此時妙見山ノ構取  
歸・此方志めおろし相用來候

九月八日 今夕社僧此方共(暮六時よ)之勤仕ル 此時登うすべり

大こ其外共舞殿(入れ置)

夕五ツ時分社僧方(參) 御供出來ル 市兵衛・半次多侯(御供策)

闇(五社分・末社七三分・妙見分) 此末社分(かわらけニ盛) 著ス

わら(此方志めかけ申候) 相濟(此方志めかけ申候) 此外かわらけニ盛(候御供ハ

社僧勝手次第候 仕廻候(穀物・酒などたべ罷歸る) 中間客有

べし 蓉組合中(申談置候事)

九月九日恒例之御祭禮也 早朝御宮出仕 御供御膳(居)・中間之神

人(ひつ)仕候(大宮司)・渡ス キサハシノ下正面(高机)居(置)

大宮司右之御机(備) 五社分・末社分とも(ひ)相済机(之)

上ニ大宮司(備)・横(候上ニ)中間之神膳(キサハシ)右之御膳(膳)

取候(社僧)渡ス 社僧夫(居)・候上(此方奉幣)御供常(之)勤

座(执行)組合之神人舞殿(神供神樂三番相動) 此方志め

舞殿(番人召置候)退下仕(朝飯等相仕廻候)御宮出仕 キサハ

シノ下(机)居(申候) 尤神殿出入之爲(不勝手相成候間)計尺程正

面より西ノ方ニ机(召置機)舞殿(舞殿)疊(重ね)四枚半敷く うすベリ三枚斗敷

く(此方志め出シ敷く也) 今日(おいて)ハ舞殿(神樂座)有(ニ付)

萬事(此方勝手次第候) 尤半初桶(入)・八分之さん錢(さん米)ハ社僧

方(ニ)取(ル) 此半切四ツの有(ふ)とめ申儀(もほそめ申儀)不相成半切

桶也 其外舞殿(ちり)ハさん錢(ハ勿論)此方(諸人指出申社米不残

受用 尤一人取次之小もの拜殿(舞殿)と舞殿(堺)此方(志め)召置諸人持參

之花木なと取次申也 社僧方小ものハ随神ノ後ロ演立んノ上ニ居ル

社僧方ヘ上ノ申存念之ものハキサハシノ上ニ直ニ持參仕ル也 演立

舞殿ニ今日ハ下シ高机ノ前ニ置キ候 少シ東ニ寄セ演立ヲ居ル 大宮

司ハ終日演立ノ上着座 組合之神人は先座子七ヶ村分七神樂ヲ上ケ

其上ニ御郡中四十八ヶ村之神楽上ル 尤間ニ諸人頼之神樂ヲ

上ケ申候 終日神樂ヲ上ル 中喰たべ候節ハ東ノ演立内障脇戸之

邊ニ兩皆キ喰申候 八ツ半又ハ七ツ時分皆キ退下 神具・疊・うす

ベリ・机萬事此方ニ取寄事 尤今日之御供左リ之相殿分御一膳

向キ井妙見之御供共ニ此方ニ受用

九月十日 三ヶ村古夫式人參ル 壱人ハ郡奉行ヘ昨日之御そなへ御札

爲持遣ス 味岡氏ヘも遣ス 下廻大庄屋ヘも此便リニ遣ス 壱人ハ

座子村庄屋上廻大庄屋ヘ遣ス 七ヶ村ハ廻狀 大庄屋ヘハ別紙

郡奉行モ別紙

一御佛壇一重 一奉書札老枚 一書狀相添ル

郡奉行ヘ之書狀 味岡氏ヘも此通リ

口上

一飯盛宮昨九日御祭禮無懈怠相濟依是御壇ヘ一重子御札指上候

御落室可被爲下候事ノ後事之時候 恐々謹言

大宮司

牛尾相模守 印形

九月十日

豊島作左衛門様

此所兩大庄屋ヘ遣ス書狀氏子村ミ廻狀書込ム

御札書狀郡奉行ニ遣ス分 兩大庄屋ヘも此通ニ書ク

早良郡宗廟

飯盛宮奉書紙中安全御祓 牛尾毎定拜祝

産子村之札ニハ右之通ニ書候村中安全と書べし 味岡ニハ武運長

久と書べし

郡奉行味岡右兩所ハ奉書紙兩大庄屋七ヶ村庄屋ハ杉原紙也 尤

金水引掛ベシ

九月十五日 出仕 同廿八日出仕

同月廿五日未明ニ四ヶ村老松神事出仕

座本蘿作方ハ參着候シテ久

米等持タ朝ノ内御宮ニ行志めおろし 御供そなへ御祓相動候藤

作方引取朝飯たべ又御宮ニ出ル 終日拜殿ニ着座仕ル 座子中

上候花米申上ケ仕受用

一御社レナラバ 一擇殿口シテニツ一  
一北ノ口シテニツ一御久米三十粒束ワキシナツ

一御供シテニツ二本北方と深く  
ねらニ紙ヲ持て中腹ニおめ縫シテニツ一御さいシテニツ之葉上束ワキシナツ引取

九月廿七日 郡五兵衛殿方ヘ御月待出勤 茄荷社ヘ洗米者上ヶ御祓  
月待先様辭手次第品々上ル 神酒・御供・肴六品ノ盛物其

外宿

十月朔日 御宮出仕 同九日 同十五日 廿八日  
十月廿九日之夕飯盛若者中占御宮籠有べし 前之宮籠同前之動様  
也

十一月朔日 出仕 同九日 同十五日 同廿八日

同月十八日郡五兵衛殿稻荷社御祭禮出勤 御志めおろし御供・御

盛もの・御酒・肴・榦二枝 小シテ六ヶ御社 大シテ五ヶ志め竹

小奉幣相調夕朝彼相動<sup>(1)</sup> 一宿(日暮)此月ニ吉武・田村占官籠有べ

動様萬事共ニ前ニ同事 廿五日はねと天神祭出動 御幣一ヶ座中之

中折札十三枚相調<sup>(2)</sup> 朝ノ内座本<sup>(3)</sup>彼相仕廻飯後天神ニ參<sup>(4)</sup> 御幣・  
神酒・肴天神ニ持參

註

(1) 神宮寺「飯盛宮年中行事帳」(以下「寺」と略記)に、「年號御三社

分三貢、尼布・串拂等相借動<sup>(5)</sup>仕。」

(2) 「寺」に「御宮庭様之上」とある。祝詞殿を演説<sup>(6)</sup>といふ(現宮司牛尾氏談)。

(3) 「寺」にはこのあと「但葉<sup>(7)</sup>御都方より請取置候御初應製高<sup>(8)</sup>至步牛

尾方<sup>(9)</sup>分目致來要則今日分遣ス 今日當院<sup>(10)</sup>牛尾方充御供新式御共<sup>(11)</sup>分

遣是葉<sup>(12)</sup>占子村<sup>(13)</sup>大當守<sup>(14)</sup>相集居申新之内<sup>(15)</sup>候事 元日<sup>(16)</sup>至明朝迄每

朝双方<sup>(17)</sup>御宮<sup>(18)</sup>出仕候<sup>(19)</sup>其外ハ本地堂<sup>(20)</sup>牛尾方<sup>(21)</sup>御紙殿<sup>(22)</sup>相

(4) 土器の大きさをあらわす単位。

などニハ常之志めなわニもるむき一は ゆつりは一は宛りはさ<sup>(23)</sup>申  
候 幸木ハ門松ニ二十くれ 村社十所ニ二十くれ也 同日夜ノ五ヶ  
時分ニ御宮<sup>(24)</sup>出仕 社僧立會年越之御祓一座相動夫<sup>(25)</sup>方下候<sup>(26)</sup>御  
僧・捕者・羽根戸吾七・同村新七右之人數ニ<sup>(27)</sup>藍子村<sup>(28)</sup>より多候祐<sup>(29)</sup>在  
御供屋ニ火ヲたき夜<sup>(30)</sup>明し申也

右之外臨時之祈禱事萬事ハ其時ニ工夫<sup>(31)</sup>以相動可申候事<sup>(32)</sup>

千秋萬歲樂

牛尾相模守毎貢 花押

明和三年丙戌年六月廿四日 書<sup>(33)</sup>

書置もかた身となれや子や孫の  
ちからにもなれかじ見にもせよ

(5) 橋井神社が発行する除疫の護符。

(6) 正月七日・または十四日に火を焚く行事を民間ではサギツチヨ、ホウケンギョウ、トンド焼きなどと呼ぶ。七日のものは基督教寺院における修正会から出たものであろう。

(7) (寺)には「當村百姓之内櫻垂田作・僕人・御供上ヶ申候 拝寺請取御宮上へ 双方出合動引仕右御供牛尾家・左相應分波ス 同時牛尾方右御宮内松・牛木共引取來」とある。

(8) (寺)では「禪ノ口すゝ開茶之祭」

(9) 現當司家に書付があるが、内容は秘す。

(10) 回向。

(11) 炊き始めから炊き上がりまで約三時間かかるので、現在は、炊き始

め、中張・仕上げの三度にわけて太鼓を打つ。

(12) (寺)に「肥前寺白判教・常那兩大庄屋正右目隠道ス 牛尾方よりも勝手次第其外、二目隠差出来ル 今日双方共、家上舊替請七・村より出候相談等前、各有來か事」とある。

(13) 鳥羽八幡宮大宮司。

(14) (寺)に「往還竹之儀・兼者當屋顔差出請取來ル 鳥屋分右往還竹

ハ牛尾方左請取ル 其外之竹ハ不残常燒引取 今朝飯ハ氏子村々・庄屋中牛尾家共・當屋三出ス 夕飯ハ當屋初・庄屋中牛尾方・當屋三出シ來ス」とある。

(15) 川祭りと牛馬祈禱が習合している例は多く、水神牛馬祈禱と呼んでいることもある。文永の社領坪付には「九月九日河祓」の記事がみられる。

(16) (寺)に「星八ツ時分拂寺・御宮掃除除虫出勤牛尾方も委明日御神事入用之諸品・御宮二持參上或取・拜殿等掃除之事」とある。

(17) (寺)に「夏冬兩度篤・村・若者中・御宮御之筋亦ハ其外・も斷時舞之節双方出仕之上御供御供等分日右同說之事」とある。

(18) (寺)に「御宮門松葉等當院顔差出請取直 今日八ツ時分・かけ牛尾

方右門・松立」とある。

(19) (寺)の末尾には次の記載がある。

一、年中御宮庭之掃除半分る西ハ當院顔差出請持 半分る東ハ牛尾家顔持候事。

一、御宮蒙元ハ當院之精持ニハ得共古來ル今ニ至リ西南北三方ハ當院左見ノテ致候木枝葉萬事同家受れ事。

一、御本社・相殿・末社・至迄作事之筋古道具等當院牛尾家半分ハケニ相成來れ事。

一、年々雨乞・日請・風除・屋除等御郡方頼来ハ筋双方立合相勧來れ體又右御初穀當院八歩通牛尾方五歩通リ分自致來れ事。

一、王子社外末社當院之筋御幣一本宛リ双方共相納・奉れ事。

一、御遷御之筋ハ御神社當院・大慈通ハ牛尾方ハ上下通宮共・神龜之傍・平伏仕レ而拝し奉る斗リ 尤一ノ神龜・頭先ニ立御歌執行有來れ事。

但上下通宮共・内陣入・牛尾方左顔ほころに御注通下ニ來ル 反方共・通宮入用米袋ハ別段ニ請取・諸社御致奉ル 諸又牛尾家同流之入參ル・御神樂等波殿ニ奉奏ル 尤上下共・牛尾方・御宮・四神之羅・天の注通・奉・建來侯事。以上社事現往

大宮司と社儀とのかかわりについて、その一面がのぞかれている。



## 青柳種信の考古資料(二)

後藤直

本館が所蔵する青柳種信(一七六六—一八三五)資料のうち、考古学に関する資料は弥生時代から中世にわたっている。<sup>(1)</sup>これらは前回

にも述べたように、種信が文政三年(一八二〇年)頃から「筑前国統風土記附録」再吟味のため、筑前国内を巡回した際に作製した図や拓本である。種信はこれらの資料をその主著「筑前国統風土記拾遺」(以下「拾遺」と略す)にとり入れ、貝原益軒「筑前国統風土記」(以下「本編」と略す)や加藤一純・喜取周成「筑前国統風土記附録」(以下「附録」と略す)にはみられない特色をもつ風土記を著わしたものである。

今回はこれらの資料のうち、弥生時代～古墳時代の資料の一部を紹介し、関連する調査結果について記すことにする。

(3)の文書には次のように記している。

(1)「那珂郡須玖村熊野神社神寶銅容納石」(拓本)一枚(一〇五・七×一四・五)

(2)「熊野神社銅矛鋒型図」一枚(一八・一×四一・三)

(3)「熊野神社銅矛鋒型出土始末記」一枚(二七・八×一七・五)(図版一)

これらは春日市皇后塚出土広形銅矛鋒型(重要文化財、熊野神社所蔵)に関する資料である。(1)は右記のように記し、三枚の紙をつなげて銅矛鋒型の拓本を図型圖でとっている。(2)は鋒型の墨描略図である。(3)は(2)とともに折り込まれていた文書で、鋒型の出土について記したものである。

須玖村岡本之住人吉村幸作と申者、天明一七年八月十六日こふ  
べ乃み祢にてはり出。籠をばんじやく田と云ふ。一度博多大乗  
寺に納置候所、東有て取返し、今乃宮納置。此處むかしより神功  
皇后一夜御止被迷惑事申傳。

#### 天笠志摩信好時

種信の筆でなく、天笠好時（菴は野の古字、以下天野と記す）が種信  
の求めに応じて書き送ったものと思われる。天野好時は、「拾遺」  
須玖村の条にあるように、鎌型を納めた熊野權現社の祭礼を行う博  
多櫛田神社々司天野氏である。

「拾遺」須玖村の条にはこの鎌型について次の記事がある。

○村東岡本近辺にバンジャクデンと云地より天明の頃百姓幸作と  
云者畠を穿しか劍矛壹本掘出せり。長二尺余。其形ハ早良郡小戸  
又當應住吉社の議にある物と同物也。又其側皇后峯と云山にて寛  
政の頃百姓和作と云者矛を鏽る型の石を掘出せり。先年當郡井尻  
村の大塚と云所より出たる物と同しき也。矛は熊野社に藏め置し  
か、近年盗人取て失せたり。此皇后峯は神功の御古跡の由村老い  
ひ傳ふれとも詳なる事を知るものなし。いかなるをりにかかる物  
の愛に埋もれ有ししか。

これによれば、天明年間（七八一—八九年）に幸作がバンジャク  
デン（チハヂの誤りか）で劍矛一口を掘出し、その後寛政年間（一七八  
九一—八〇一年）に和作が皇后峯で劍矛鎌型を掘出したことになり、

天野好時の記述とくいちがう。鎌型の出土地は皇后峯で一致する。

天野好時が皇后峯の礎がバンジャク田だとわざわざ記しているの  
は、ここで劍矛が出土したことを知っていたからであろう。また鎌  
型の出土した年月日もくわしく記している。こうしたことは彼の立  
場からすれば当然であろう。したがって出土の経緯については「拾  
遺」の記載より天野好時の記載をとるべきである。<sup>(3)</sup> 高橋は熊野神社の  
これを裏づけるのは高橋健自の次の文である。

和田千吉氏の調査に據れば、この種の鎌范發見地須玖に四箇所  
あり、一、字カミサンデン（中略）。而して和田氏の聞書に、カミ  
サンデンに於ける發見は天明四年にして、發見者は幸作といふも  
の、由なれど、筑前櫛風土記拾遺に天明の比幸作といふもの劍  
一口を發掘せしこと前章引用せし如くにして寛政に於ける和作の  
鎌范發見も、天明に於ける幸作の鎌鋒發見も、共に同じ須玖村の  
條に續け記したれば、カミサンデンに於ける鎌范發見の年代及び  
發見者は恐らくは今熊野神社に藏する鎌鋒發見の事實の証據なる  
べきか。（傍点後藤）

右の傍点部分のように、大正はじめの和田千吉の現地調査の聞き  
書きによれば、カミサンデンで天明四年に幸作が鎌型を發見してい  
るのである。この鎌型は高橋のいうように熊野神社の鎌型であろ  
う。したがって和田の聞き書きは天明四年を天明七年とすれば、天

野好時の文書と一致する。カミサンデンについては後述する。

以上から、種信は「拾遺」執筆の際、銅矛と鉄型の発見者・発見年をどちらがえたかと考えてよい。熊野神社所蔵銅矛鉄型は、天明七年に吉村幸作が皇后峯で発見し、銅矛はその後寛政年間に和作がバンジヤク田で発見したのである。

これらの発見地について中山平次郎は、「一九二八年に銅矛鉄型破片を発見した熊野神社後方の小山に関連して次のように述べる。<sup>(4)</sup>

此跡を出した小山は、(中略)「バンジヤクチ」と、和田千吉君調査の結果の発見地なる「カミサンデン」との間に位するもので、今では土地の人は此處をも「バンジヤク」と呼んで居る。續風土記拾遺に(皇后峯)とある山地は或は此邊かとも思はれる。今同地に皇后峯の所在を知る人が一人も無い。

この地域は熊野神社の南側で、春日丘陵の北端にあたる。バンジヤクはバンジヤク池から北へ下る谷との周辺であり、カミサンデン池から西へ下る谷の一帯である(第一図)。バンジヤク池とカミサンデン池の間には熊野神社へ尾

根のがびる(註<sup>(5)</sup>)書の地図はここを岡本山とする。

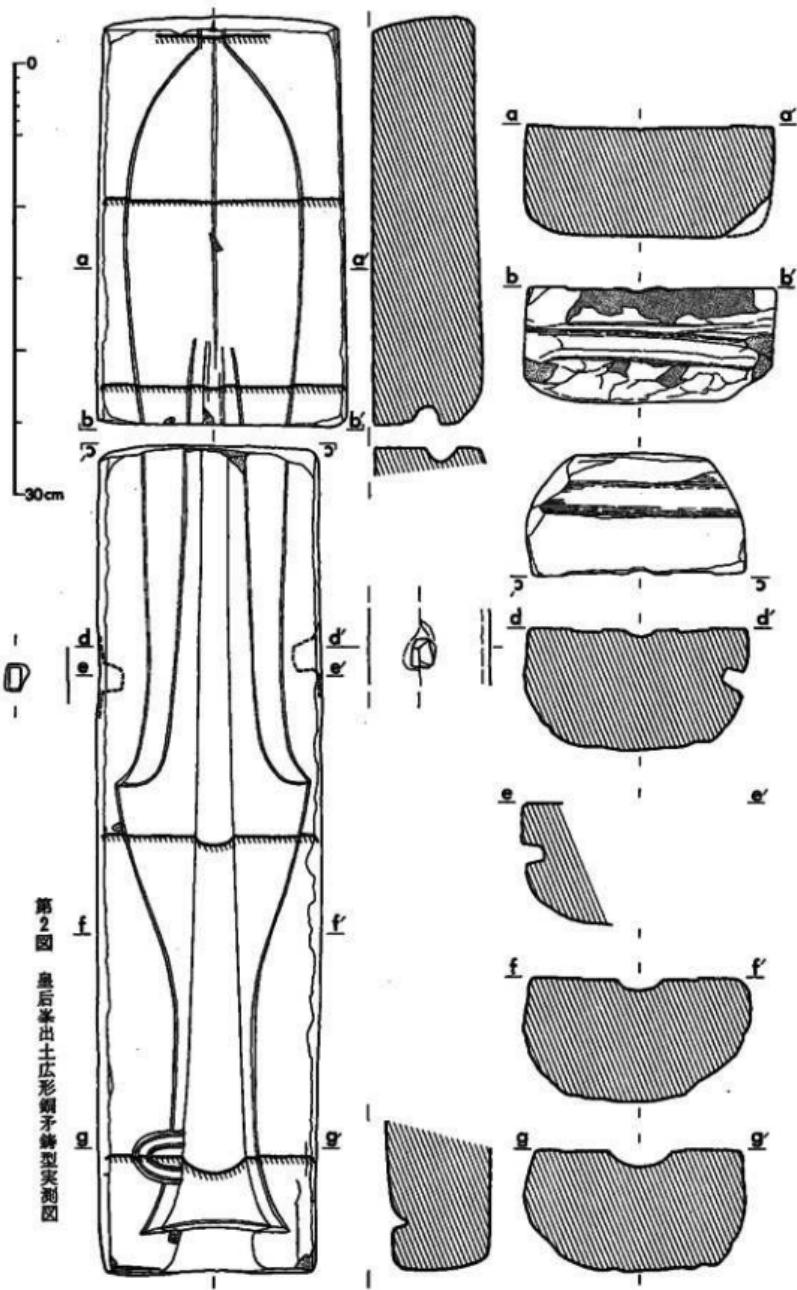
皇后峯の地名は明治時代にはすでに失なわれ、その位置の確定はもはや不可能であるが、若干の推測をのべておく。まず和田千吉の書にあるカミサンデンは小さな谷で、皇后峯の所在地とは思われない。この峯は、右に引いた中山平次郎の指摘にもあるように、カ

ミサンデン池とバンジヤク池の間の尾根上にあった小山であろう。

そうすれば皇后峯の麓がバンジヤク田だという天野好時の記述と合致する。バンジヤク池の東側の尾根もその候補となるが、皇后峯という名称からして、熊野神社につらなる尾根をとりたい。そうして和田千吉の書を生かすとすれば、鉄型の出土地は皇后峯の西斜面となろうが断定はできない。

この一帯ではほかにも多くの鉄型が発見されている。バンジヤク池の西側では一九三四年に銅矛鉄型が、すぐ南側では一九五二年頃に鉄型が出たといふ。小鋼錐鉄型が出土した岡本四丁目遺跡はカミサンデン池の北隣りになる。この池の南西約三〇〇mの赤井手遺跡では戈や矛の鉄型多数が出土している。また先にも述べたように熊野神社後方でも銅矛鉄型破片がみつかり、熊野神社丘陵北麓でも多くの鉄型がみつかっている。この一帯が「奴国」の青銅器生産地のひとつであったことは疑いないのである。

なおこの鉄型の実測図を示し、複製結果を略記する(第二図)。鉄型は鉢部側(鉄型A)とそれ以下(鉄型B)の二つからなる。



第2圖 皇帝墓出土弧形劍子劍型實測圖

鋲型Aは長さ二八・八〇、幅一六・六〇、厚さ七・五〇、一〇の扁平角柱状である。側面・底面も平坦にととのえ、底面の両側をやや丸くとのえている。鋲部側面の中心線上には長さ二〇の合印を刻む。その反対側即ち袋側側面（レーリー）は鋲型面に対し90°をなし、ほぼ平坦だが、とくに図の網部分はなにかに擦れたよううにツルツルしている。この面には鋲型面から三・五〇下に幅約二〇、深さ約一・三〇の断面半円形の溝があり、そのすぐ上五〇ほどとのところにやや太い線を刻んでいる。

広形鋼矛の型には標の先端が長さ六〇ほどあり、ここから鋲部まで中心線上に鎗を鋲出すための幅二〇前後の浅い溝がとおる。型の最大幅は一二・五〇強、袋側端部での幅は一〇・三五〇である。鋲部から鋲型の外へ幅一・八〇の浅いくぼみ（ガス抜き）がとおる。鋲型Bは全長五七・九〇、幅一五・一五・八〇、厚さ八・四〇・八〇で、断面は薄鉢状になる。合印は両側面の袋部分と（長さ〇・九〇と一・三〇）、袋部側面の中心線上に刻む（長さ〇・九〇）。左右両側面には、腹部から七・九〇のところに長方形の穴をうがつ（一・九・一・〇・断面）。右側面の穴は鋲型面より三〇下にあり、一・五×二・一〇、深さ一・七〇で、奥は鋲型面に上っている。左側面の穴は鋲型面の下三〇にあり、一・三×一・九〇、深さ一・五〇で、ほぼ水平にあいている。鋲型面側からみると両方の穴とも奥が袋部側へ偏っている。鋲部側面は、鋲型面に対し90°の平滑な面で、鋲

型面から四・〇・四・三〇下に幅二・四〇、深さ一〇の断面半円形の溝が通る。鋲型面は鋲型Aと同じく平滑に仕上げられる。

矛の型は、中心線上での長さ五四・三〇、鋲部側面での幅一〇・三〇前後、関部の幅一三・七四〇、袋端部幅一〇・三二〇、耳部分の幅八・八一〇をはかる。

袋端部から外側へ深さ一六〇、幅四・四・五〇の湯口を設ける。

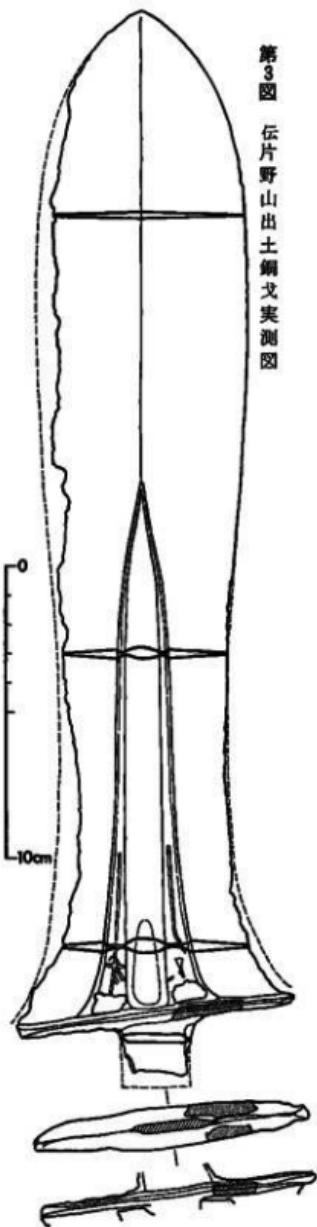
鋲型AとBをあわせて矛の型はスムースにはつながらない。とくに側面の曲線はギクシャクする。鋲型それ自体も、左側面はつながるが右側面は鋲型Aの方が二〇ほどとびだす。また接合面の溝も上下に一〇ほどずれる。しかし、この溝や側面の穴を利用してなんらかの方法でA・Bをあわせて鋲造することは不可能ではなかろう。<sup>(9)</sup>こうしてできる広形鋼矛は全長八一〇前後になる。複数の鋲型をつなげて鋲した痕跡をもつ広形鋼矛には、対馬峰町吉田鉢山神社所蔵品<sup>(10)</sup>、北九州市小倉西区上長野出土の一〇<sup>(11)</sup>、高知県室川町作風西ノ川口出土の一〇<sup>(12)</sup>、大分県宇佐市小向野出土の一〇<sup>(13)</sup>などの例がある。

## 二

太宰府豊原神寶銅鋲頭（古器物図四一八）一枚（四一・一×一七・七〇）（図版二一一）

「太宰府豊原神寶銅鋲頭數十一形状皆如圖天明年中於同村交野山中所得也但有長短大同小異」と記して銅文一口の図をえがく。図の

第3図 伝片野山出土銅戈実測図



上に「長、壹尺七寸五分」と記し、図中に胡の幅を「四寸」、内の長さを「七分」と記す。國は墨描による鉄部が強調された略図で内部を薄墨色にぬる。柄の中に被杉文、内に四重の半円形同心円がみえる。

この矛については「拾遺」宰府村の条に、

○片野山、村の裏に在。天明四年一月六日牧童清太といへる者、此山の内六反田の西高尾山の南の尾筋の椎駒にて銅矛十一口掘出せり。大なるハ長壹尺五寸、廣三寸、小なるハ長壹尺五分、廣二寸五分有。いかなる器にして、または何なる故有てここに在しといふ事をしらす。今ハ壁面に藏めて神寶とする。

とある(天明四年は西暦一七八四年、種信は一九才)。

その出土地点については、中山平次郎がこの記事中の「大反田の西高尾山の南の尾筋」を手がかりに実地踏査して、高雄山山頂三角点の南、約500メートルの尾根上(標高八〇九〇m)と推定した。<sup>(12)</sup>

これらの十一口の銅矛の大きさは、「拾遺」によると、長さは一尺二寸五分(約三七・九cm)から一尺五寸(約四五・五cm)、幅は二寸五(約七・六cm)分から三寸(約九・一cm)であるが、右の図面にえがいた一口については長さ一尺一寸七分(約三五・五cm)、幅二寸五分(約七・六cm)とあって「拾遺」に記す小なるものより長さが八分短い。しかしこれにしてもその大きさから、これら一口の銅矛が中広形であることは誤りない。

種信の当時は一口そろっていたこれらの戈はすでに失われ、現

在太宰府天満宮には片野山出土と伝えられる一口が残るだけである。この戈（第三図）は内の両面とも無文で、胡の両面には鋒カケが一ヵ所ずつあり、（図の裏部分）本体よりも淡緑色味をおびていている。胡の幅は九・五口、推定復元幅一〇・五口前後で通常の中庄矛の胡幅（二二～三三口）よりはるかに短い。長さは現在三六・五口、内を復元しても約三七口（一尺二寸一分）、鋒部最大幅は推定七・二口（約二寸四分）で、「拾遺」に記す小なるものよりなお小さい。ただし古器物図面に記した法量とくらべると胡の幅が小さいだけで他はほぼ同じである。<sup>(16)</sup>

なお、片野山出土銅戈については、出土した年に江上伯華が那珂。

席田・夜須・御笠四郡の郡奉行津田源次郎に出した「古銅矛記」（天明甲辰九月、西暦一七八四年）がある。太宰府大町栗原孫兵衛所蔵の文書で、江藤正澄が紹介<sup>(17)</sup>し、高橋健白、中山平次郎が引用している。編戈の形状や出土地点について種信の記録とほぼ同じである。

「拾遺」下上津役村の条には、これらの石矛について次のような記事がある。

○文化初年塚の原と云地にて雨後に石劍三本得たり。各長六寸七分、巾二寸斗。今小祠に収て農家に在。上古高貴人の葬具なるべし。其状ハ太宰府の神廟に藏る所の銅鏡に異なる事なし。石質堅牢にして青色也。

## 二

「遠賀郡下上津役村農民次郎平文化元年十月十二日雨後に同村塚原山所得石劍三本」（古器物図面一—八）一枚（四一・二×二七・七口）  
(図版二—二)

右のように記し石劍三本の図をえがく（文化元年は一八〇四年、下上津役村は現在北九州市八幡西区）。右端の石劍図の右側に「色青」・「長



第4図 塚原の位置  
(○印)  
(2万5千分の1)

六寸七分」・「穴心相去九分」、左側に「石質剛堅密刃恰如鐵」と記す。中央の図には「長六寸六分」・「穴間七分」と、左端図には「長六寸七分」・「穴間七分」と記す。各図の胡の部分には胡幅を右図から「貳寸貳分」・「貳寸四分」・「貳寸」と記し、また各々に内端部幅をいずれも「壹寸」と記す。左端図のみは内端部の厚さを「厚貳分」と記している。図は略図で、記載された寸法と図の法量はことなるが、形態上の特徴はよく表現されている。なお三本とも現存しないらしい。

出土地塚原(山)について「遠賀郡誌」<sup>(19)</sup>上上津役村古跡の条には、

「塚原 下上津役区の兩五町にあり、」として右の「拾遺」の記事をひいてある。これは金山川左岸の北西にのびる丘陵(標高二〇一三〇m)である(第四図)。

この塚原ではかつて弥生土器片が採集されている。金山川流域では、これより上流域に弥生時代遺跡は知られていないが、下流の永

犬丸には土器散布地や箱式石棺墓が点在する。<sup>(20)</sup>

これら三本の石戈は、おそらく雨で土が流れたあとから発見されたのだろうが、出土状態や伴出遺物・遺構が明らかでないのは當時のこととしてやむをえない。三点が一括して発見されたのか、地点をことにして発見されたのかは不明だが、複数出土したことから同一遺構からの一括出土品と考えられる。

下條信行の石戈論<sup>(21)</sup>によれば、石戈はA・Ba・Bb・Ca・Cbの五型式にわけられ、A型式からCb型式へ順次変遷し、その性格には①副葬品(A・Ba型式、弥生時代前期末～中期前葉)、②祭祀使用後の廃棄品(Bb・Cb型式、中期中葉～末)、③祭祀使用後の埋納品(Ba・Cb型式、中期前葉～末)が認められる。

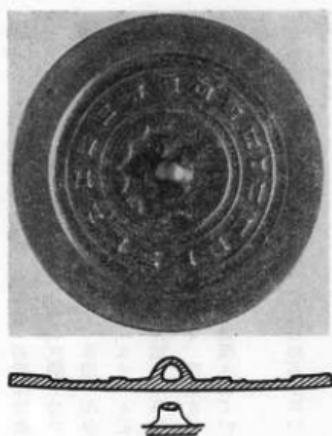
塚原山出土の石戈はすべてBa型式であり、同一遺構からの一括出土とすれば、埋納品の可能性が高い。塚原の弥生土器散布地との関係については今後の調査にまちたい。

#### 四

「志摩郡船越浦」昭明鏡圖(古器物圖面二一六)一枚(四〇・一×二七・七)<sup>(22)</sup> (図版二一三)

右上に「志摩郡船越浦」と記し、中央に昭明鏡一面の図を墨描する。

図による鏡径は約七・九cm(一寸六分)。鏡全体を薄墨色にぬり、紐は黒くぬりつぶす。紐座はえがかれず、大小となる連弧文を一一表現し、その外側に柳葉文帯と銘帶をえがくが、銘帶と縁の間は空白である。銘文は読みがたいが、ゴシック体の特徴はよく示されている。



第5図 法正寺藏昭明鏡(22)

「拾遺」志摩郡船越浦の条には鏡に関する記載がないが、その前の久家浦の条（久家浦は船越浦の東に隣接する）には、

○正法寺浦内に在。真宗西本願寺直末也。開基僧了清小金寛永十二

年正月寺号木佛を許さる。初ハ今津に在。中頃舟越浦<sup>ゆき</sup>に轉し又爰に遷せり。祝迦像<sup>せんじやく</sup>に在。古佛也。古鏡一面八寸<sup>八分</sup>。共に原田氏より傳へたりと云。寺内に毘沙門堂有。

とある。正法寺は誤りで、「附錄」のように法正寺が正しい。この法正寺に右の図の鏡が現存している（第五図）。

この鏡はツルツルに磨きあげられ、鏡面は銀灰色をおびている。紐は小さく、孔は大きい。紐と連弧文の間には磨研痕が同心円状に残り、紐座は鏽くされたのを磨り消したというより、本来なかったようと思われる。連弧文は一二で、各々は正確な円弧をなさずややとがり氣味である。そのひとつは鏽くされている。連弧文の上面は水平でなく、磨きのために内側へ軽く傾いている。その外側の斜行柳葉文帯もよく磨かれてうすれている。銘帯の文字は磨上りが不鮮明な上に磨研も加わり、縁が丸味をおびたり内部の字画が不明瞭になつた部分もある。銘文は「内而<sup>ノ</sup>而以而昭而明而光而日而月」で、ごくふつうの昭明鏡銘文である。銘帯の文字以外のところは鏽肌がアバタ状に残っている。銘帯の外側には斜行柳葉文帯がめぐらはずだが、「以」字の横に斜行柳葉文かと思われる縁が二三本かすかにみえるにすぎない。縁は幅〇・九〇の平縁で厚さ約二毫強と

薄い。鏡径は七・九〇、反り〇・一〇、重さ一〇八〇である。後世の踏返し鏡であろう。

## 五

「村山田村修驗圓藏坊古鏡一面」（古器物圖面四一〔1〕）圖と拓本各一枚（図は四〇・一×二六・五〇、拓本は二九・五×二七・五〇）

同右拓本（古器物圖面三一〔4〕）一枚（二七・九×二七・一〇）（図版三一―三）

これら三枚は同一の方格規矩鏡の図と拓本である。墨描図には右記のような表題と「大<sup>ナ</sup>如<sup>ク</sup>」と記す。拓本による直径は二二・一〇前後、縁の厚さは約五毫である。

「拾遺」村山田村の条には、

○修驗圓藏坊に唐鏡一面有。背紋數密にして十二支文字有。徑<sup>二二</sup>其元ハ遠賀郡尾崎村の農家に在しを近年此坊に納むといふ。

とある。尾崎村（現在遠賀町）の条には鏡の記事はない。村山田村はいま奈良市に属す。円藏坊は天台宗寺門派長龍寺の通称で、龕門山修驗の末山のひとつであった。種信が図をのこした鏡が現存するかどうかは、確認できなかつた。

この鏡は唐草文縁の方格規矩四神鏡で、方格の中に十二支銘を配する。円紐座で乳座は四葉座である。この鏡が多くの方格規矩四神鏡ことなる点は、十二支銘が逆時計まわりに配され、その文字の



第6図 方格模矩鏡 (約3分の1)

1: 湖北襄陽1号墓、2:湖南常東1号墓

半分が左右逆字となり(丑・辰・巳・申・戌・亥)、唐草文帯の外に

幅二と三等の線が二本めぐることである。また方格帯と十二支銘の間に細線で方格があらわされている点もそうである。しかし図像や

唐草文は拓本が不鮮明とはいえ崩れてもおらず、十二支文字もしっかりしている。し字文も仿製鏡のように正し字形ではない。

中国出土の方格規矩四神鏡にもこのような異例のものがある。十二支銘が逆時計まわりになっている例は、湖南省常德東漢墓群の常

東一号墓出土鏡である(第6図2)。十二支銘に逆字のある例は、湖

くと、杜家坡鏡や蔡甸1号墓鏡のそれに似た点がある。

これらの点から、村山田鏡はその来歴が不明であるが、後漢代の

四神鏡は、別の試形らしい玄武を除

く出土鏡がある。

また、村山田鏡の

間におく鏡に湖南省長沙杜家坡墓

とまったく同じ文様が村山田鏡にも

みえる。似た文様を方格帯とV字文

対称の曲線文がある(同図1)。これ

とまったく同じ文様が村山田鏡にも

みえる。似た文様を方格帯とV字文

の間におく鏡に湖南省長沙杜家坡墓

とまったく同じ文様が村山田鏡にも

みえる。似た文様を方格帯とV字文

の間におく鏡に湖南省長沙杜家坡墓

とまったく同じ文様が村山田鏡にも

- (1) 「中村御賜宝鏡社蔵 自岡山中所撫出也」(古器物圖面四-9)  
一枚(四一・一×二七・八三)
- (2) 「席那仲村御賜社南山所得古鏡大如圓」(古器物圖面四-1)

一枚(四一・一×二七・七三)(図版三一、四一)

同一の三角縁神獸鏡鑄造圖である。細密な圖であるが、外区の鋏

齒文帶を波状に描く点と[1]の「日月」の文字が丸くえがかれている点が現物となる。鏡径は[1]・[2]圖とも二一・八寸(約七寸一分)。

この鏡は三角縁天王日月銘四神四獸鏡で、福岡県京都郡刈田町石塚山古墳出土鏡と同型であり、破損して欠失部が生じてはいるが現存している(大野城市教育委員会保管、図版四一、二)。

○「拾遺」中村の条、宝満宮社の項には

刀は朽損して三段に折たり。これらを以て考ふればいつれむかし由縁ある所なるへけれども今ハ微をとるへきものなし。御陵といふこと故あるなるべし。

とあり、一八〇一年に鐵刀とともに出土したことがわかる。またこの鏡が宝満神社に納められたことは、鏡図[1]の表題から明らかである。

しかし、この鏡は明治時代に少年三人が山で掘り出したともいわれ、少年の一人の伯母石村トミさん(一九七一年頃死去)が長く所蔵し、その死後有吉良作氏の手にあり、今は大野城市教育委員会が保管している。<sup>(28)</sup> 鏡の発見についてなぜこのような所伝が生じたかは明らかでないが、「拾遺」の記事と種信の鏡図[2]の表題から、現存する鏡は一八〇一年に宝満神社の南の山で出土したとすべきである。

鏡についてはいずれ大野城市教育委員会から報告されるから、ここでは出土した古墳の位置についておこう(第7図)。

出土古墳は御陵古墳あるいは韓人池古墳とよばれ、森良次郎は箱式石棺を内部主体とすると推定している。<sup>(29)</sup> 宝満神社とその西の觀音堂のあたりは御陵という地名で、この一帯には今里不動古墳をはじめ多くの古墳があった。韓人池古墳・御陵古墳といつても、どの古

墳がそれに該当するかは明らかでない。觀音堂は小円墳の上にあり、今は觀音堂へ上の石段でさかがれているが、主体部は横穴式石

堂のあたりは御陵といふべきであろう。しかしこの古墳から右の鏡が出たとは思われない。

韓人池は宝満神社の北東三〇〇mの池で、また神社の北側に唐池がある。この池から韓人池にかけていくつかの古墳があるが(中学校建設のため大野城市教育委員会が調査)、どれが韓人池古墳か明らかでない。

一方「拾遺」の記述と種信の鏡図[2]の表題から、現存す



第7図 御陵付近地図  
(2万分の1)

- 1: 宝満神社, 2: 鐘音堂, 3: 韓人池, 4: 唐池, 5: 宮の池, 6: 赤坂山, 7: 今里不動古墳

様神獸鏡を出し  
たと思われるよ  
うな古墳の有無  
もわからぬ。

一方「拾遺」  
の記述と種信の

鏡図②の記載から、鏡は宝満神社の南の山中で掘り出されたことは明らかである。神社の南には宮の池を間において赤坂山という尾根

が東から西へのびている（標高約40m）。この尾根も現在は南側が大きく削られて古墳の存否は明らかでないが、尾根上に右の鏡を出した古墳のあった可能性は高い。

ちなみに、地元の岡部大之助氏宅には、明治八年一月に宝満神社の境界検査に来た戸田可哉が地元の漁屋弥平の話をきいて作製したこの付近の絵地図があり<sup>(12)</sup>、その赤坂山のところに「此山上ヨリ神鏡掘出ス」と記されている。これにより、宝満神社の南の山（赤坂山）から鏡の出土ことが、発見から七〇年あまり後まで伝えられていたことがわかる。また先に述べた石村トミさんがのこしたこの一帯の絵地図には赤坂山の北麓、宮の池と接する所に「古鏡<sup>(13)</sup>日月有ル分此山ヨリ出ル」と記した小紙片がはつてある。この図は昭和に入つて作製されたものらしいが、石村さんも出土地点についての伝承を知っていたことがわかる（掘り出したのが少年三人で明治時代だと信じていたにしても）。なおこの絵図に「古鏡<sup>(14)</sup>有ル分」とあって、これは以外にも御陵周辺で鏡が出土したようにもとれるが今は確認できない。

これらによつても、鏡の出土古墳は確信のいうように宝満<sup>(15)</sup>社の

南の山中」＝赤坂山にあつたとみるべきであり、古墳名も跡人池古墳や御陵古墳とは別の名赤（たとえば赤坂山古墳）とすべきであろう。

## 七

「志摩郡主船司村<sup>(16)</sup> 古家所出古鏡二枚」（古器物図面三一三）

一枚（はずれ<sup>(17)</sup>四〇・〇×二七・七五）（国版四一三・4）

一枚めに右のよう記して六駿鏡の図をえがき、右上に「大如意」

と記す。因による鏡径二一・二〇前後。一枚めには二神二駿鏡の図

とえがき右上に「同上」と記す。國による鏡径一六・五〇前後。い

ずれも細密な図で、鏡の特徴をよくあらわしている。なお、周船寺

村は怡士郡であるが、種信が「志摩郡」と記す理由は明らかでない。

これらは福岡市西区周船寺丸山古墳出土の仿製六駿鏡（径二二・一〇）と仿製二神二駿鏡（径二一・二〇）で、伴出した巴形銅器・勾玉・小玉・鉄刀・鉄劍・鐵鎌・頭骨片とともに地元の妙正寺に保存されている。

「拾遺」には簡略な記載しかなく、出土の経緯は且原益軒の「本編」と妙正寺にのこる古記録に記されている。しかし兩者の間には、発掘の年が寛永六年（一六二九年）四月一日、寛永十六年（一六三九年）四月一二日というように若干のちがいがある。これらをふくめ、古墳・出土品については報告書にくわしい。

ここに紹介した吉柳種信資料の調査にあたっては多くの方々の御協力をえた。

熊野神社の銅矛鋒型については、熊野神社總代小屋町竹次郎氏に実測図公表の許可をいただき、さらに現地を案内して地名について御教示を得た。また吉村かねさんと河野キミさんにも話をうかがつた。

太宰府天満宮文化研究所井上正彦先生には伝片野山出土銅戈実測の便をはかっていただいた。

下津瀬役村塙原の石戈出土地の調査では、地元の大久保敏光・芳賀幸雄両氏に現地を案内していただき、能美安男先生から塙原の位置や文献の御教示を得た。

船越浦の鏡は法正寺住職大藏誠嗣氏に実見・実測の便宜をはかつていただいた。

村山田村の鏡の調査では立花氏に円藏坊について御教示いただいた。

中村御腹の鏡については、大野城市教育委員会の後藤秀規・舟山良一両氏に御教示いただき、地元の岡部六之助氏には古図をみせていただくとともに現地を御案内いただいた。

森貞次郎先生からは、中村御腹の鏡と石村トミさん作製絵図のネガを拝借し、これまでの調査結果をお教示いただいた。また須玖聞本遺跡について御教示を得た。

本館嘱託高田茂廣先生には文書解説で御協力をえた。

本稿はこのように多くの方々の御協力の賜物だが、とくに、突然

の来訪者に心よくお教え下さった地元の方々の御親切は忘れることできない。

## 註

- (1) 考古関係資料のリストは、本館の第四回特設展不「国学者青柳謹信—筑前考古学のくわわけ—」(一九七九年三月) の展示品目録に掲載している。
- (2) 後藤直一九八一「青柳謹信の考古資料」—三塚南小路と井原鏡溝に関する資料— 福岡市立歴史資料館研究報告第五集 29—58頁
- (3) 高橋義日一九二五「劍舞劍劍的研究」東京(引用は高橋健自著 日本書古学選集9 築地書店一九七一 東京による)。
- (4) 中山平次郎一九二九「須玖岡本の鏡片研究(三)」考古学雑誌19—2号—28頁ベージ 東京。
- (5) これらの地名は左記書に「盤石池」・「上敷田池」として地図とともにあげられている。春日市郷土史研究会一九二八「むかしの生活誌—須玖区・岡本区— 春日市民俗2 春日、3—4ページ。
- (6) 一九三四年の銅戈鋒型出土は森貞次郎先生の御教示による。森先生が出土を知った時にはすでに行方不明になってしまい、発見者の話から銅戈鋒型と判断されたという。地元の小屋町竹次郎氏(熊野神社總代)の話では、「一九五二~三年頃の区画整理事業の際に、バンジャク池のすぐ南側で鋒型が出だらしい。工事監督者の話から熊野神社の銅戈鋒型の類と思われた由。これも出土直後から行方不明である。
- (7) 丸山康晴(筆)一九八〇「須玖・岡本遺跡 春日市文化財調査報告第七集 春日。

- (8) 丸山辰晴(編) 一九八〇 赤井手遺跡 春日市文化財調査報告第六集  
春日。
- (9) 中口裕 一九六六 石型による網刃の鋸造技術 九州考古学 28 5  
—9ページ 福岡。
- (10) 水野清(著) 一九五三 大島 東方考古学叢刊乙種第六番 東亞考  
古学会 京都、昭和54-1。
- (11) 小田富士雄 一九七六 青銅利器と鏡鑑 北九州市の埋蔵文化財 北  
九州、図36。
- (12) 国木健兒 一九六六 高知県の考古学 古川弘文館 東京。中古矛一  
口とともに出土した矛四口のうち一口の頭部分に鋸型の撃目がみえ  
る(九州歴史資料館の特別展「青銅の武器」展で確認した)。
- (13) 宮内克己氏(字佐藤元民谷資料館)の御教示による。片面に二カ所、  
反対面に一カ所撃目がある。
- (14) 中山次郎 一九三〇 太宰府附近に於ける彌生式系統遺跡調査(一)  
考古学雑誌 20-6 33-34ページ 東京。
- (15) 太宰府天満宮 一九七六 国銀太宰府天満宮 太宰府、に小田富士雄  
氏が紹介している。
- (16) 註(3)高橋前掲書の図版十一-1には、片野山出土として網刃一口の  
写真がある。これは明治十二~三年頃、太宰府大島居氏旧蔵銅戈五口  
を売りに来た者から岸井武吉氏が購入した一口で、片野山出土かもし  
れぬという(註(3)著44ページ)。また同書には、後藤田編「尚古延  
寿」に太宰府社地出土という網刃斧(長さ一尺二寸四分)があるこ  
とを記しているが中山次郎は註(14)論文で、これも片野山出土品  
かもしだぬとの述べている。いずれ今は確認するすべはない。
- (17) 江上祐華、本名謙。天草の人で角井南冥に学び天明四年薦揚となる。  
文政三年六才で没(福岡県史料叢書 第拾肆 一九四九による)。
- (18) 桑原五夫(神田孝平) 一八八八 鋼鉄型ニ闘セル江藤氏ノ報告 東

- (19) 連賀部教育会(編) 一九一七 連賀部誌 12ページ 東京。
- (20) 竹中若夫 一九七四 永大丸・下上洋役の歴史 北九州郷土史研究会  
北九州。
- (21) 下條信行 一九八二 武器形石配品の性格——「石火再論」—— 平安博  
物館研究紀要第七輯 1-33ページ。京都。
- (22) 現行文本では「怪」のあと數文字脱落がある。
- (23) 伊東尾西郎 一九四四 宗像郡誌(上) 若松。
- (24) 中野春龍 一九八〇 宝満山答駕の末寺・末社組織 筑前国宝満山信  
仰史の研究 42-43ページ 太宰府。
- (25) 湖南省博物館 一九八一 湖南常德東漢墓 考古学集刊 1 158-159ペ  
ージ 北京。
- (26) 湖南省博物館 一九六六 湖北漢陽蔡甸一号墓清理 考古一九六六-1  
4 19-20ページ 北京。
- (27) 湖南省博物館 一九六〇 湖南出土玉器圖錄 文物出版社 北京。
- (28) 福岡通志 一九八一 大野城市の民俗⑤ 大野城市の文化財第13集  
大野城、36ページ。
- (29) 小林休雄 一九六一 古墳時代の研究 青木書店 東京。同書298ペー  
ジに「(5) 福岡県舞陵古墳 福岡県(筑前國)筑紫郡大野町舞陵の唐  
人船跡にあって、森貝次郎によれば、箱式石棺を内部主体とするもの  
と推定される」とある。
- (30) 御腰在住の岡部六之助氏の御教示による。
- (31) 山崎朝男氏(福岡市文化課)はかつてこれを踏査した際、前方後円墳  
と思われる痕跡を認めたという。同様のことは舟山良一氏(大野城市  
教育委員会)からも御教示頂いた。
- (32) この繪図の存在は大野城市教育委員会の後藤秀規氏に御教示頂いた。

この図の作製は明治八年一月直後であろう。

(33) この図面は森貞次郎先生が撮影されてゐる。

(34) 下條信行(編) 一九七〇 九重山古墳 福岡市埋蔵文化財調査報告第

10集 福岡



新出銅矛頭  
於皇后峯

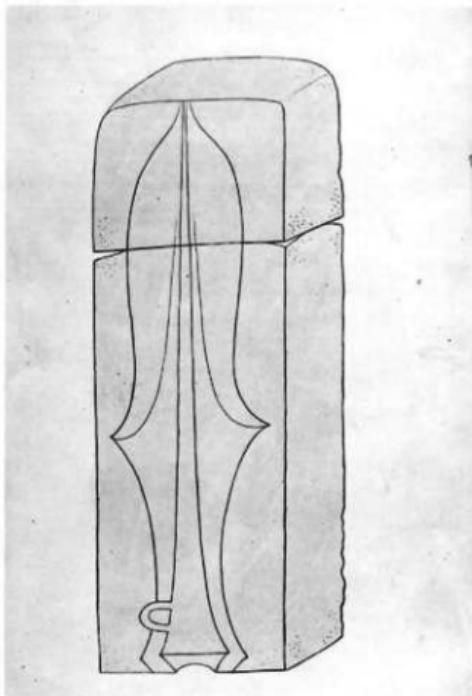


1

廣陵侯多承後父封  
之子者云的。七年八月十六日  
大司馬周勃上書曰。臣聞  
大王事。自古以來。不無不有。故  
色。一个力。方。謂。其。屬。也。一  
身。神。則。全。而。一。趣。涉。半。途。  
修。于。中。序。

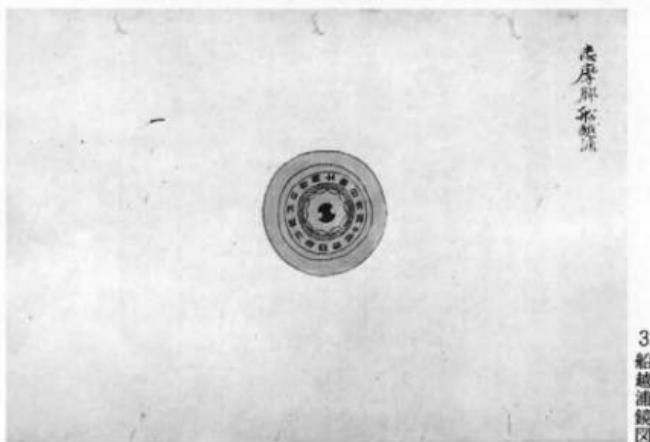
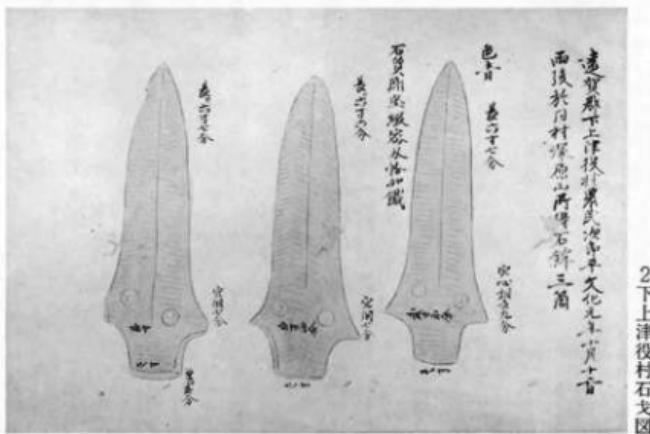
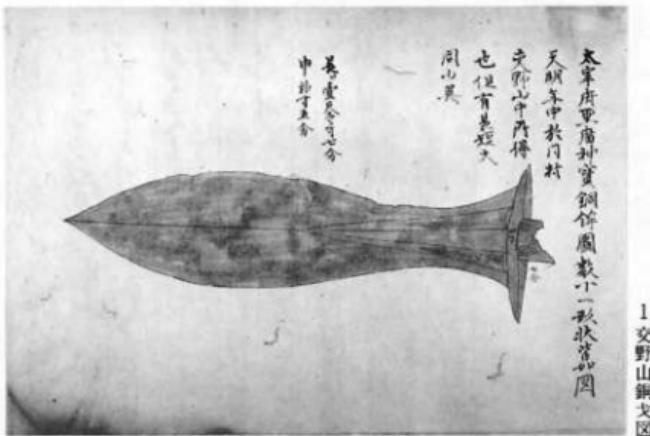
天皇志。漢書。周勃傳。

3



2

皇后峯出土廣形銅矛鑄型 拓本、圖、文書





村山田村修駿円藏坊鏡  
大正元年

1~3 村山田村修駿円藏坊鏡  
図と拓本



2



3



唐四郎仲村中陵杜南嵩漢家  
御陵鏡圖

4 中村御陵鏡圖



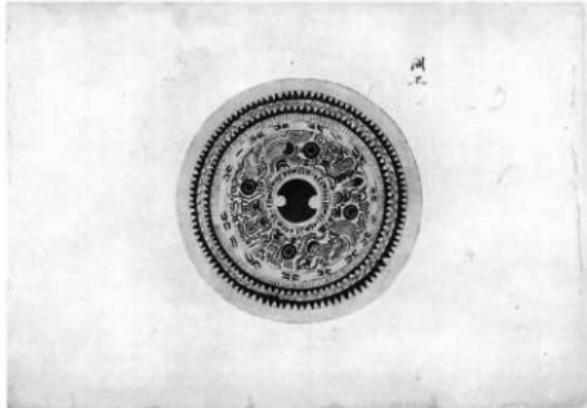
1 中村御陵鏡図



2 中村御陵三角綠神獸鏡



3



3・4 主船司古家鏡図  
4

執筆者

高田茂廣 福岡市立歴史資料館嘱託

佐々木哲哉 福岡市立歴史資料館嘱託

後藤直 福岡市立歴史資料館文化財主事

福岡市立歴史資料館研究報告 第7集

1983年3月31日

編集・発行 福岡市立歴史資料館  
福岡市中央区天神1丁目15番30号

印刷 祥文社印刷株式会社  
福岡市博多区博多駅南4丁目15番17号

